

(案)

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
(改訂版)

青字で記載している箇所は、現在の計画から変更した箇所です。

令和 年 月

鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

[目 次]

はじめに

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第1章 圏域の概況及びごみ処理の状況

- 第1節 圏域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 1. 位置・気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 2. 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 3. 産業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 4. 上位計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2節 ごみ処理の現況及び課題・・・・・・・・・・・・ 18
 1. ごみ処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 2. ごみ処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 3. 分別方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 4. ごみ処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・ 22
 5. ごみ排出量の実績・・・・・・・・・・・・・・ 24
 6. 再生利用量の実績・・・・・・・・・・・・・・ 26
 7. 収集運搬の実績・・・・・・・・・・・・・・ 27
 8. 中間処理の実績・・・・・・・・・・・・・・ 28
 9. 最終処分の実績・・・・・・・・・・・・・・ 29
 10. 既定計画目標値の達成状況・・・・・・・・・・ 30
 11. ごみ処理の評価・・・・・・・・・・・・・・ 32
 12. 課題の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第2章 ごみ処理基本計画の策定

- 第1節 ごみの排出量及び処理量の見込み・・・・・・・・ 36
 1. ごみ排出量の将来推計・・・・・・・・・・・・ 36
 2. ごみの排出抑制目標について・・・・・・・・ 37
 3. ごみ排出量の将来推計結果・・・・・・・・ 39
- 第2節 ごみの排出抑制計画・・・・・・・・・・・・・・ 41
 1. 現在の施策（構成市町の取組状況）・・・・ 41
 2. 本計画期間内に実施する施策・・・・・・・・ 44
- 第3節 分別収集計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
 1. 分別収集の基本方針・・・・・・・・・・・・ 52

第4節	ごみ処理計画	53
1.	ごみ処理の基本方針	53
2.	ごみ処理主体	54
3.	収集運搬計画	55
4.	中間処理計画	58
5.	最終処分計画	61
第5節	その他ごみの処理に関し必要な事項	65
1.	在宅医療系廃棄物対策	65
2.	災害廃棄物対策	65
3.	不法投棄対策	65
4.	一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価	66

はじめに

1. 計画策定の主旨

持続可能な循環型社会の構築を目指して

人の活動の多様化に伴いマイクロプラスチックを含む海洋ごみ問題など、様々な環境問題が地球規模で生じており、環境の悪化がグローバル化しつつあります。

このような中であって、平成27年9月の国連サミットでSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」※が採択されました。

私達が現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を組み入れる必要があります。

鳥取県東部圏域（以下「東部圏域」という。）では、現在、人口が減少し、高齢化が進んでいますが、これは健全な社会経済活動と環境保全の担い手が不足していくことを示すものです。

私達は、持続可能な社会を構築するに当たって、今まで生産や消費を拡大させ、エネルギー資源や物質資源の消費、廃棄物の廃棄を行ってきましたが、資源は無尽蔵ではなく、有限であることに気付いたところです。これからは、地球規模から身近な地域まで様々なスケールにおいて環境が保全されるとともに、住民生活の中で環境への配慮がなされ、恵まれた環境を次の世代に継承することができる社会の構築を目指すことが求められています。

このため、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、持続可能な循環型社会を再構築する必要があります。

鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町（以下「構成市町」という。）及び鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）においては、令和元年度に健全な社会経済システムを持続しつつ、廃棄物の排出抑制を図るリフューズ若しくはリデュース、使用済み製品や部品等について再使用を行うリユース、再使用できない廃棄物にあっては再生利用するマテリアルリサイクル若しくはサーマルリサイクルなどの3Rの方策や、新たな施設整備が難しい最終処分場をできる限り長期間使用するために埋立物を可能な限り減量する方策などを示した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しています。

東部圏域では、これまで既定計画に基づき東部広域の構成市町全てにおいて家庭ごみ処理の有料化を実施する等、排出抑制策を講じ、持続可能な循環型社会の再構築を図ってきたところですが、今後、より一層、ごみの排出抑制を図るため、また、東部圏域を取り巻く社会情勢の変化に対応するために、既定計画を見直すものとなりました。

今後は、見直しにより改訂した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）に基づいて、ごみ処理及び循環型社会の構築を行っていきます。

※ SDGs 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」

SDGs は、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



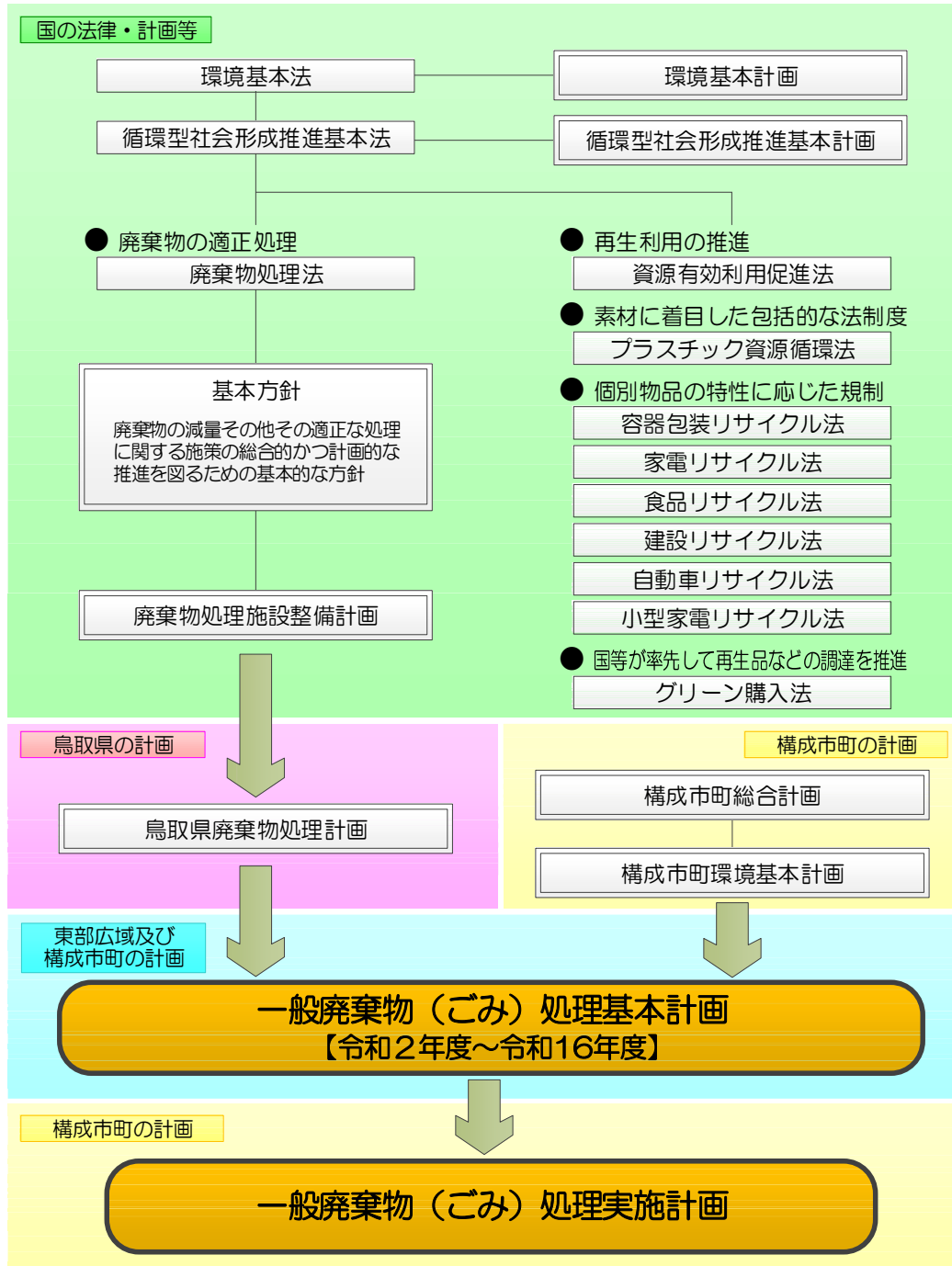
出典：国際連合広報センター

2. 計画の位置付け

2-1 他の計画等との関係

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するものです。

◆図表-1 本計画と他の計画との関係



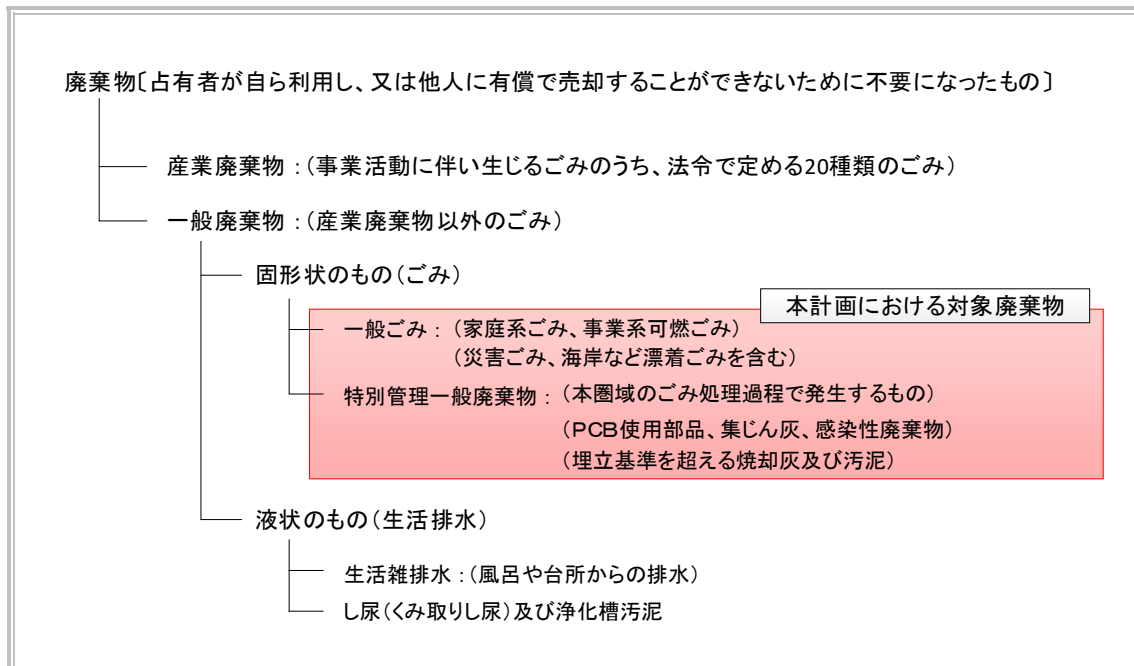
2-2 計画対象区域

計画対象区域は、東部圏域の全域とします。

2-3 計画の範囲

本計画における計画処理対象廃棄物は図表-2に示すとおりであり、原則として一般廃棄物のうち固形状のもの（ごみ）としますが、図表-3に示すものについては独自ルートで処理しています。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて、これら以外の廃棄物の処理も検討を行います。

◆図表-2 本計画における計画処理対象廃棄物



◆図表-3 独自ルート等で処理しているもの

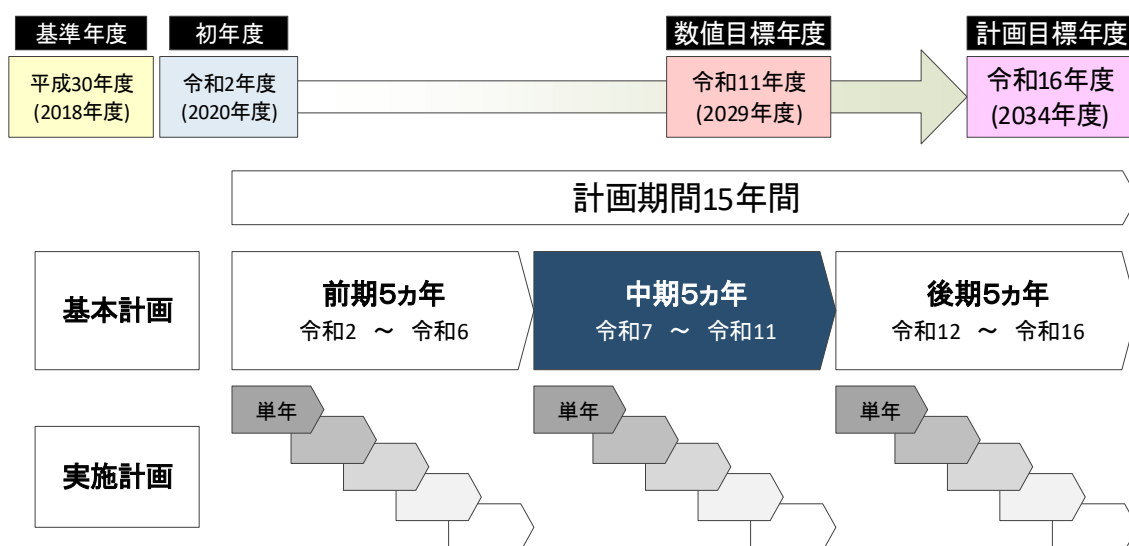
大分類	中分類	小分類	処理方法
一般廃棄物	家庭系	家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)	家電リサイクル法により独自ルートで処理します。
		パソコン(50cm以上のもの)	資源有効利用促進法により独自ルートで処理します。
		自動車・オートバイ	自動車リサイクル法により独自ルートで処理します。
		消火器	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		乾電池以外の電池	独自ルートがあるため、独自ルートで処理します。
		その他処理困難物	農薬、注射針、タイヤ、バッテリー、風呂用給湯器等、適正処理が困難な一般廃棄物については、専門業者で処理します。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物		廃掃法により処理できないため、専門業者で処理します。
	PCB含有部品		廃掃法及びPCB廃棄物特別措置法により処理できないため、独自ルートで処理します。
	焼却施設からのばいじん等		公的焼却施設以外から排出されるものは処理できないため、専門業者で処理します。

2-4 計画の期間

本計画の期間^{※1}は15年間とし、計画目標年度^{※2}を令和16年度とします。

なお、本計画は、平成30年度を基準年度、令和6年度を数値目標年度としていた前期5ヵ年の計画を見直した中期5ヵ年計画に位置付けられます。ごみ排出量等の直近の実績は令和5年度となることから、本計画では令和5年度を基準年度^{※3}、令和11年度を数値目標年度^{※4}とします。また、本計画は概ね5年ごとに見直します。

◆図表-4 計画期間及び計画目標年度



※1～4

※1 計画の期間

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）によると10～15年とされています。

※2 計画目標年度 ⇒ 令和16年度

- ・ 計画目標年度は、計画の期間を15年間とし令和16年度とします。

※3 基準年度 ⇒ 令和5年度

- ・ 基準年度は、ごみ排出抑制目標値を設定するための現状を示すもので、本計画では、最新年度の令和5年度とします。

※4 数値目標年度 ⇒ 令和11年度

- ・ 本計画では、ごみ排出抑制目標等の数値目標を定めることから、その数値目標年度は、中期5ヵ年の最終年度となる令和11年度とします。

第 1 章

圏域の概況及びごみ処理の状況

第1節 圏域の概況

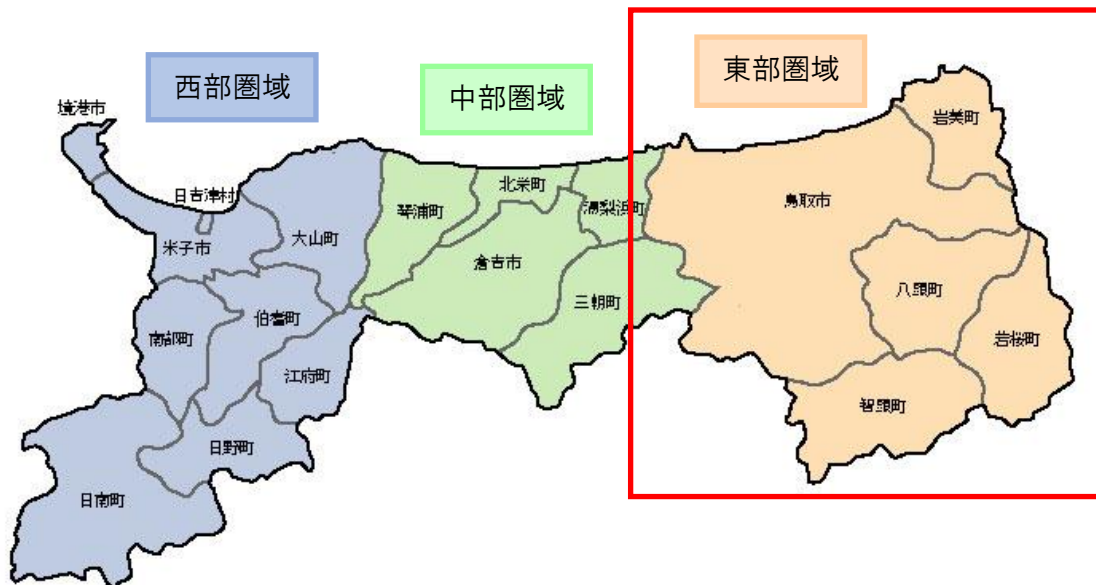
1. 位置・気象

1-1 位置

東部圏域は、鳥取県を東西方向に3つの圏域に区分した際に最も東部に位置する圏域です。東部圏域を構成する市町村は、平成16年11月1日、鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町の9市町村の合併により、新しい鳥取市が誕生したほか、平成17年3月31日には、郡家町、船岡町及び八頭町が合併し、八頭町が誕生するなど、これまで合併により大きく変遷してきました。現在は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町及び八頭町の1市4町で構成されています。

東部圏域は東西約40km、南北約40kmで、総面積は1,518.22km²（令和4年4月1日現在）と鳥取県の約43%を占めています。東部圏域の市町のうち、最も広い地域を占めるのは鳥取市(765.31km²)で、東部圏域の中心的役割を担っています。

◆図表 1-1-1 圏域の構成



1-2 地勢

東部圏域の地勢は、ほぼ中央を千代川が流れ、その流域には、中国山地の扇ノ山 (1,310m)、陣鉢山 (1,207m)、氷ノ山 (1,510m)、三室山 (1,358m)、沖ノ山 (1,318m)、東山 (1,388m)、那岐山 (1,255m)、三国山 (1,252m) 等の 1,000 m級の山地を境界とし、北は日本海に面しています。

主要河川の千代川は、日本海に注ぐまでに土師川、佐治川、曳田川、八東川と合流し、延長 52.1km で日野川に次ぐ県下 2 番目の長流を有しています。千代川河口に発達した海岸砂丘は、「鳥取砂丘」として全国的に有名であり、東に福部砂丘、浜坂砂丘、西に湖山砂丘、末恒砂丘を含み東西 16km、南北 2 km に及んでいます。

浜坂砂丘の南側には多鯨ヶ池があり、湖山砂丘の背後には潟湖の湖山池があります。湖山池の面積は約 7.0km²であり、池としては国内最大級の広さです。

兵庫県境に近い東の海岸部は、浦富海岸など、花崗岩や火山砕屑岩が侵食されてできた海食崖や海食地形が発達し、山陰海岸国立公園に指定されています。この国立公園を中心とした山陰海岸は、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした文化・歴史を体験・学習できる地域『山陰海岸ジオパーク』として、平成 20 年 12 月に日本ジオパーク、平成 22 年 10 月には世界ジオパークに認定され、平成 26 年 9 月には鳥取市西部の新規拡大エリアを含めて再認定されました。その後、ジオパーク活動はユネスコ正式事業となり、現在ではユネスコ世界ジオパークとして認定されています。

◆図表 1-1-2 東部圏域の地勢



1-3 気候

鳥取地方気象台における平成26年から令和5年の観測結果では、平均気温15.7℃、月間降水量1,928.0mm、月間日照時間1,773.6時間でした。

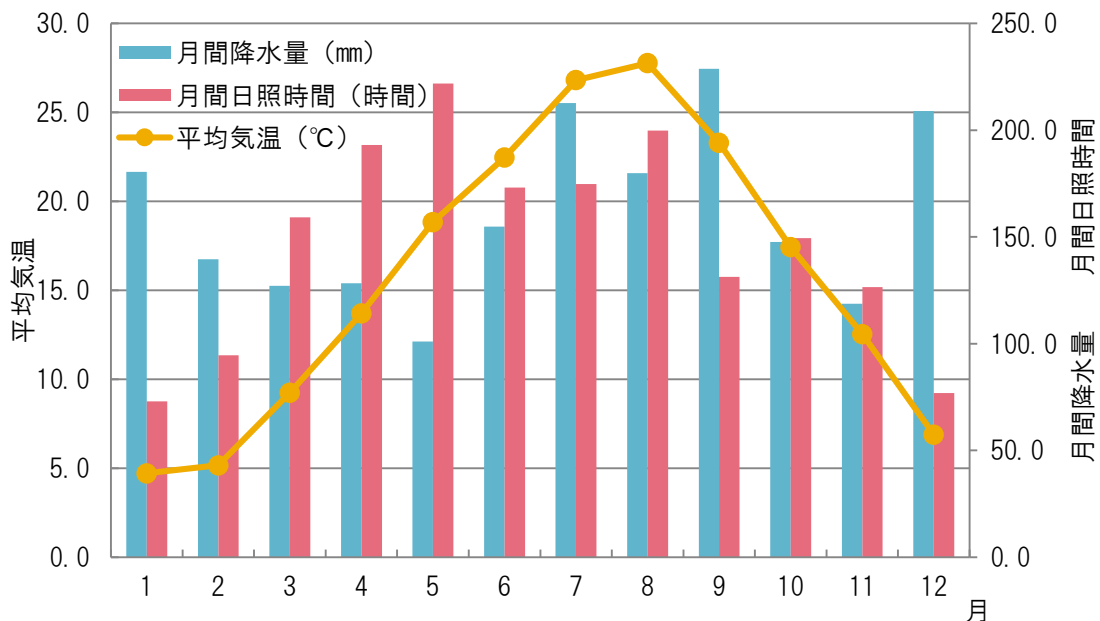
◆図表 1-1-3 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成26年～令和5年の平均値）

月	平均気温（℃）	月間降水量（mm）	月間日照時間（時間）
1	4.7	180.4	73.0
2	5.2	139.6	94.5
3	9.3	127.2	159.2
4	13.7	128.3	193.1
5	18.8	101.1	221.9
6	22.5	154.9	173.1
7	26.8	212.7	174.8
8	27.8	179.8	199.8
9	23.3	228.8	131.4
10	17.4	147.7	149.5
11	12.5	118.7	126.5
12	6.9	209.0	76.9
全年	15.7	1,928.0	1,773.6

注) 各項目の10年間の年間値を平均したものであり、端数処理により1月から12月を合計等したものと不整合となる場合があります。

出典：気象庁ホームページ

◆図表 1-1-4 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成26年～令和5年の平均値）



2. 人口動態

2-1 人口・世帯数

東部圏域の人口及び世帯数は令和2年10月現在で224,492人、89,863世帯となっています。人口の推移は、平成12年度まで増加傾向を示していましたが、これは鳥取市の人口増によるものであり、鳥取市以外の4町においては継続して減少傾向を示していました。平成22年度以降は鳥取市の人口が減少に転じたことにより東部圏域で人口減が加速しています。一方、世帯数は増加傾向で、一部の町では人口とともに減少しているものの1世帯当たりの人数はいずれの市町も減少傾向にあり、核家族化が進行しています。

また、65歳以上の人口割合が増加しており、高齢化が進行しています。

◆図表 1-1-5 構成市町別人口の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
鳥取市	190,836	195,707	197,959	200,744	201,740	197,449	193,717	188,465	(183,269)
岩美町	15,944	15,342	14,713	14,015	13,270	12,362	11,485	10,799	(11,000)
智頭町	11,199	10,670	10,082	9,383	8,647	7,718	7,154	6,427	(6,420)
若桜町	6,337	6,004	5,548	4,998	4,378	3,873	3,269	2,864	(2,841)
八頭町	21,560	21,091	20,806	20,245	19,434	18,427	16,985	15,937	(16,113)
合計	245,876	248,814	249,108	249,385	247,469	239,829	232,610	224,492	(219,643)

出典：昭和60年～令和2年は総務省統計局「国勢調査の結果」、

() は、総務省統計局「令和4年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の結果」

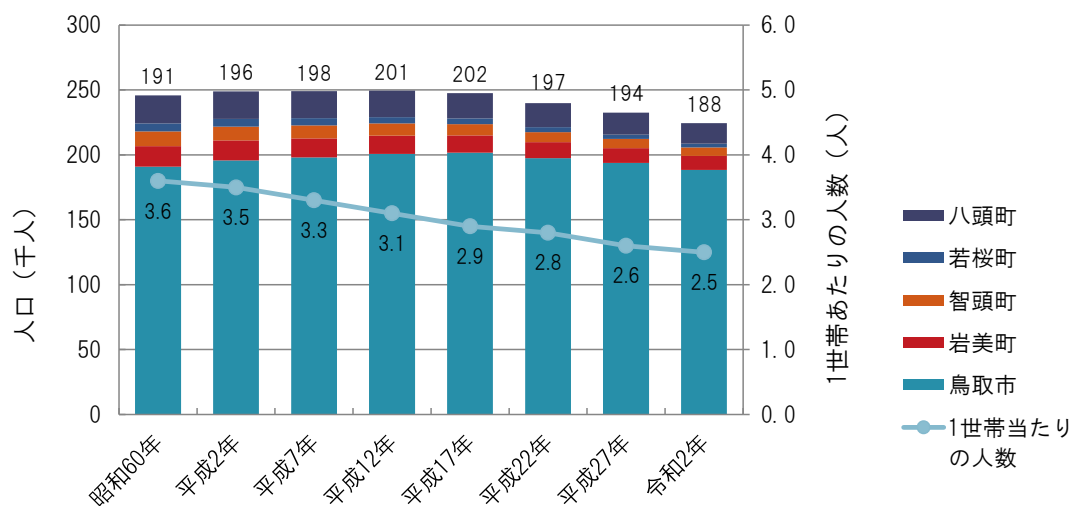
◆図表 1-1-6 構成市町別世帯数の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
鳥取市	54,770	58,626	62,237	67,790	72,353	73,288	75,941	77,029	(81,756)
岩美町	3,938	3,935	3,946	4,001	4,045	3,982	3,993	3,926	(4,444)
智頭町	2,922	2,854	2,806	2,733	2,752	2,569	2,487	2,400	(2,698)
若桜町	1,673	1,632	1,587	1,545	1,487	1,405	1,271	1,182	(1,277)
八頭町	5,002	5,027	5,150	5,351	5,475	5,454	5,359	5,326	(6,125)
合計	68,305	72,074	75,726	81,420	86,112	86,698	89,051	89,863	(96,300)

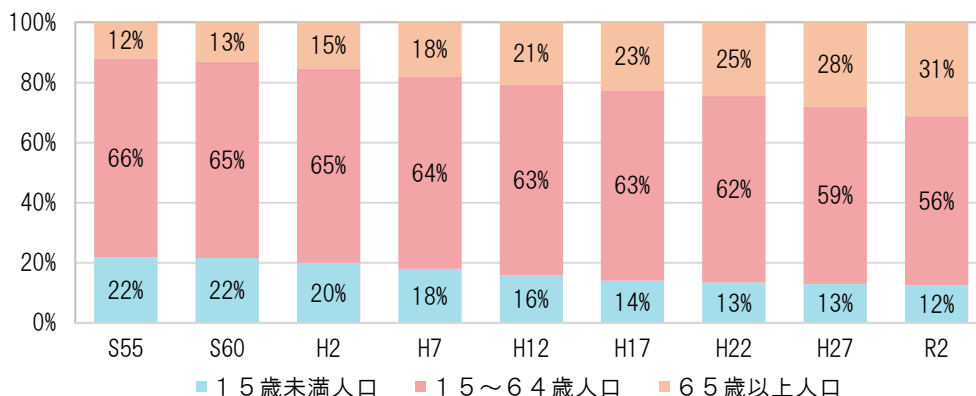
出典：昭和60年～令和2年は総務省統計局「国勢調査の結果」、

() は、総務省統計局「令和4年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の結果」

◆図表 1-1-7 構成市町別人口・世帯当たりの人数の推移



◆図表 1-1-8 年齢階層別人口割合の推移



2-2 観光客数

観光については、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭周辺」が地域別観光客数の測定地点となっています。

「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭周辺」では、平成22年10月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定されたこと、平成25年の鳥取自動車道全線開通したこと、平成26年8月に、鳥取しゃんしゃん祭第50回記念大会で「最大の傘踊り」の世界記録を更新などの観光客誘致に向けた様々な取り組みを進めてきましたが、観光客数は令和元年をピークとして減少しています。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響（以下「コロナ禍」という。）が始まった令和元年以降は観光客数が大きく減少しており、徐々に回復傾向ではあるものの経済にも大きな影響を受けている状況にあります。

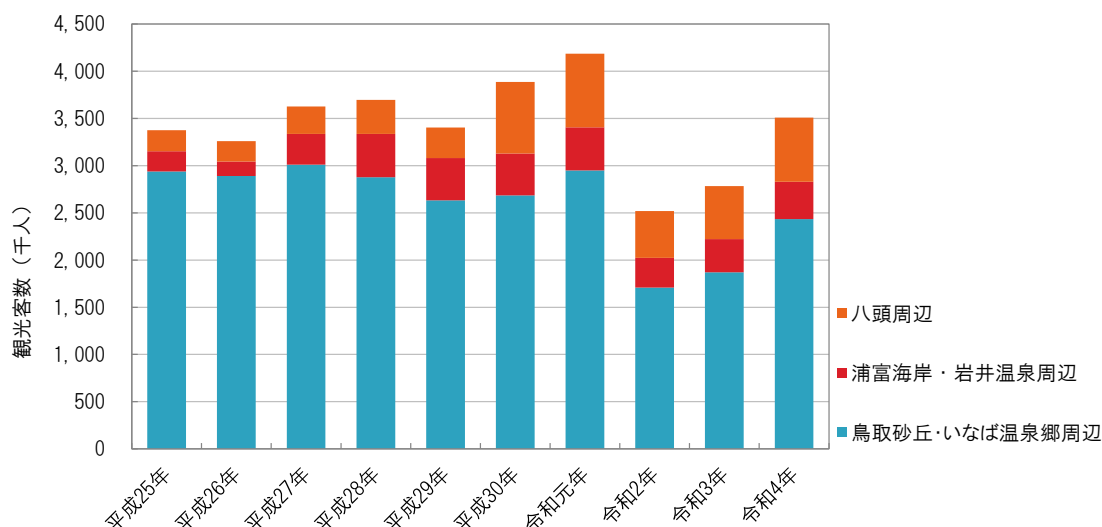
◆図表 1-1-9 観光客数の推移

単位：千人

地域	年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺		2,938	2,890	3,010	2,877	2,632	2,685	2,949	1,708	1,870	2,433
浦富海岸・岩井温泉周辺		215	152	325	458	449	443	456	314	351	396
八頭周辺		222	218	291	360	323	758	779	497	561	678
合計		3,375	3,260	3,626	3,695	3,404	3,886	4,184	2,519	2,782	3,507

出典：鳥取県統計課「鳥取県統計年鑑（令和5年刊）」

◆図表 1-1-10 観光客数の推移



3. 産業の動向

3-1 産業別就業人口

産業別の就業人口は、東部圏域全体で見ると、第3次産業は変動しつつ概ね横ばいで推移していますが、第1次産業・第2次産業は減少傾向で特に第2次産業の減少が目立っています。平成27年において、総就業者人口はわずかに増加しましたが、令和2年にかけては再び減少しており、総じて減少傾向にあります。

第3次産業の就業人口の割合は、平成27年以降、東部圏域全体の7割を超えています。

◆図表 1-1-11 産業別就業人口の推移

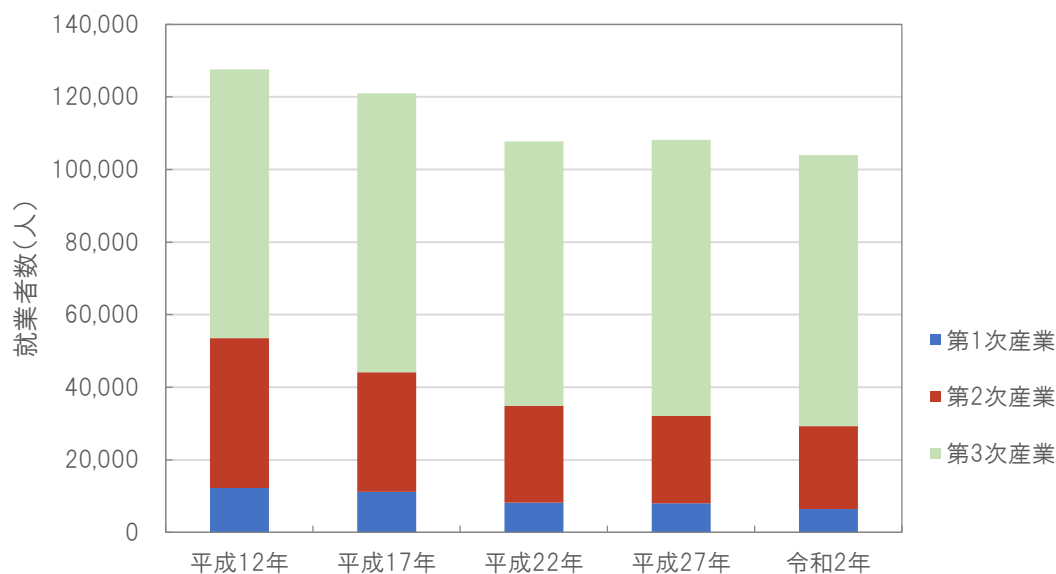
単位：人

	H12			H17			H22			H27			R2		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
鳥取市	8,014 (7.8%)	31,642 (30.9%)	62,754 (61.3%)	7,419 (7.6%)	25,616 (26.1%)	64,934 (66.3%)	5,321 (6.1%)	20,825 (23.7%)	61,790 (70.3%)	5,219 (5.9%)	19,037 (21.4%)	64,810 (72.8%)	4,258 (4.9%)	18,149 (21.0%)	63,908 (74.0%)
岩美町	983 (14.0%)	2,735 (38.9%)	3,305 (47.1%)	903 (14.0%)	2,019 (31.3%)	3,522 (54.7%)	709 (12.7%)	1,666 (29.8%)	3,209 (57.5%)	661 (12.1%)	1,435 (26.3%)	3,354 (61.5%)	528 (10.4%)	1,295 (25.6%)	3,244 (64.0%)
智頭町	546 (11.8%)	2,161 (46.8%)	1,906 (41.3%)	425 (10.3%)	1,707 (41.4%)	1,988 (48.3%)	300 (8.8%)	1,258 (36.8%)	1,861 (54.4%)	395 (11.7%)	1,118 (33.1%)	1,863 (55.2%)	302 (9.9%)	1,020 (33.5%)	1,722 (56.6%)
若桜町	409 (16.2%)	946 (37.5%)	1,171 (46.4%)	333 (16.2%)	660 (32.1%)	1,066 (51.8%)	195 (11.7%)	538 (32.2%)	940 (56.2%)	198 (13.1%)	433 (28.5%)	886 (58.4%)	170 (12.5%)	362 (26.5%)	833 (61.0%)
八頭町	2,268 (20.6%)	3,791 (34.4%)	4,966 (45.0%)	2,121 (20.4%)	2,949 (28.3%)	5,333 (51.3%)	1,683 (18.4%)	2,401 (26.3%)	5,042 (55.2%)	1,513 (17.3%)	2,108 (24.1%)	5,140 (58.7%)	1,199 (14.7%)	1,976 (24.3%)	4,972 (61.0%)
合計	12,220 (9.6%)	41,275 (32.3%)	74,102 (58.1%)	11,201 (9.3%)	32,951 (27.2%)	76,843 (63.5%)	8,208 (7.6%)	26,688 (24.8%)	72,842 (67.6%)	7,986 (7.4%)	24,131 (22.3%)	76,053 (70.3%)	6,457 (6.2%)	22,802 (21.9%)	74,679 (71.8%)
県	36,741 (11.6%)	94,790 (29.8%)	186,316 (58.6%)	33,269 (11.1%)	75,543 (25.1%)	191,665 (63.8%)	26,791 (9.9%)	62,777 (23.1%)	182,150 (67.0%)	24,671 (9.1%)	59,764 (22.0%)	187,826 (69.0%)	39,613 (14.1%)	56,777 (20.2%)	184,007 (65.6%)

注) 産業分類不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査報告」

◆図表 1-1-12 産業別就業人口の推移



3-2 交通網

東部圏域の幹線交通網は、日本海沿いに東西に縦貫する国道9号（京都市～下関市）、中国山地を貫き山陽圏と結ぶ国道29号（鳥取市～姫路市）、国道53号（鳥取市～岡山市）、海岸沿いに舞鶴市へ至る国道178号（岩美町～舞鶴市）等の国道、日本海沿いに東西に走る山陰本線、関西圏と結ぶ智頭急行智頭線（図1-1-13では、「智頭急行」と記載。）、山陽圏と結ぶ因美線、因美線から分岐し若桜町へ至る若桜鉄道若桜線などの鉄道、鳥取市北部に位置する鳥取空港や鳥取港で形成されています。

鳥取空港では、これまで東京便が1日5往復就航しています。

鳥取港においては、砂・砂利等の建築資材の流通拠点として、西日本の日本海側の各港との交易が活発に行われているほか、中国、韓国から砂・石材等を輸入しています。

また、道路については、東部圏域と関西圏、山陽圏を結ぶ鳥取自動車道（鳥取市～中国道佐用ジャンクション）が平成25年3月に全線開通しました。加えて、鳥取～米子間を1時間で結ぶ山陰道と接続する鳥取西道路が供用開始（令和元年5月全線開通）され、さらには鳥取市から兵庫県但馬地域を経て京都府宮津市へ至る山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備も進められています。

◆図表 1-1-13 東部圏域・周辺地域の交通体系



出典：第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画（一部加工）

3-3 土地利用状況（生活環境に関する規制等）

東部圏域の面積は、1,518.22km²であり、鳥取県全体の約4割を占める県内最大の広域圏です。

東部圏域面積のうち、課税対象地は、約3割の480.24 km²であり、半数以上の259.87 km²を山林が占めています。また、宅地は1割に満たない37.21 km²です。

◆図表 1-1-14 土地利用の状況（令和4年）

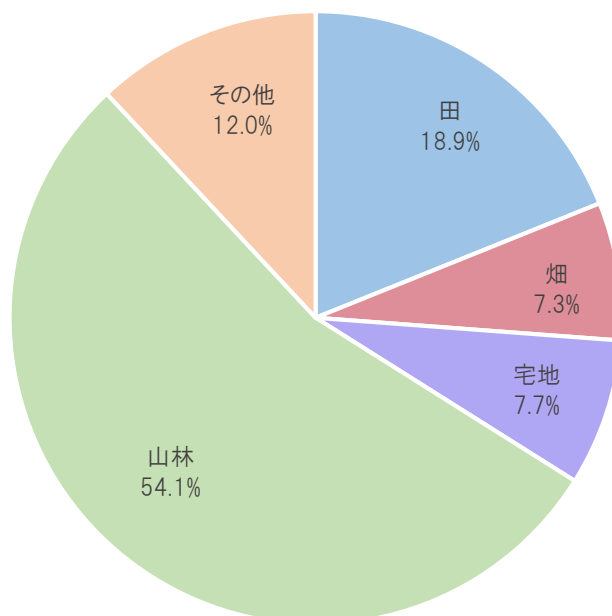
単位：km²

	総数	田	畑	宅地	山林	その他
鳥取市	296.72	59.48	24.25	28.89	142.50	41.61
岩美町	53.00	8.41	2.12	2.31	37.38	2.79
智頭町	18.62	5.70	1.22	1.46	8.36	1.88
若桜町	28.61	2.63	1.63	0.71	20.62	3.03
八頭町	83.29	14.62	5.71	3.85	51.01	8.10
合計	480.24	90.83	34.92	37.21	259.87	57.41

※免税対象地を除く。

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」

◆図表 1-1-15 土地利用の状況（令和4年）



4. 上位計画

4-1 第六次環境基本計画

令和6年5月21日に閣議決定されました。第六次環境基本計画では、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が環境政策の最上位の目標として掲げられています。また、現在、直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現について打ち出されています。

第六次環境基本計画に示される6つの重点戦略は、図表1-1-16に示すとおりです。

◆図表1-1-16 第六次環境基本計画における6つの重点施策



資料：環境省「第六次環境基本計画の概要」

4-2 第五次循環型社会形成推進基本計画

令和6年8月2日に閣議決定されました。第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済先進国としての国家戦略として我が国の現状・課題とその解決に向けた道筋、また、重点分野と位置付けられる5つの柱ごとに取組の中長期的な方向性や各主体の役割等が示されており、循環型社会の全体像に関する指標と、5つの柱別に循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標が設定されています。

これらの各指標は図表1-1-17に示すとおりで、一部の指標には数値目標値が定められています。

◆図表1-1-17 循環型社会形成推進基本計画における指標の概要

循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標		数値目標
	<ul style="list-style-type: none"> 資源生産性 一人あたり天然資源消費量（マテリアルフットプリント） 再生可能資源及び循環資源の投入割合 入口側の循環利用率 出口側の循環利用率 最終処分量 		
循環型社会の全体像に関する指標	取組指標		数値目標
	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会ビジネスの市場規模 循環型社会形成に関する国民の意識・行動 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量 カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識 具体的な3R行動の実施率 	
重点分野1	循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり		
循環型社会の全体像に関する指標と同一の指標を用いる。			
重点分野2	指標名		数値目標
資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況	入口側の循環利用率	—
		出口側の循環利用率	—
		最終処分量	—
	バイオマスプラスチックの導入量	約200万トン	
	リユース市場規模	—	
認定長期優良住宅のストック数	約250万戸		
重点分野3	指標名		数値目標
多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数	地域ごとの一般廃棄物の排出量	—
		地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率	—
		地域ごとの一般廃棄物の焼却量	—
	1人1日当たりごみ焼却量	約580g	
	廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	46% (2027年度)	
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	100% (2027年度)		
重点分野4	指標名		数値目標
資源循環・廃棄物管理基盤の強化と着実な適正処理・環境再生の実行	最終処分場の残余容量・残余年数	一般廃棄物最終処分場	2020年度の水準(22年分)を維持
		産業廃棄物最終処分場	2020年度の水準(17年分)を維持
	不法投棄・不適正処理量等	—	
	産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率	75%	
	災害廃棄物対策の備えに関する指標	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村100%
災害廃棄物に係る教育・訓練実施率		都道府県100%、市町村60%	
災害廃棄物処理計画における水害の想定率		市町村60%	
重点分野5	指標名		数値目標
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	特定有害廃棄物等の輸出入量	—	
	E-Scrapの輸出入量	—	
	焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額	—	

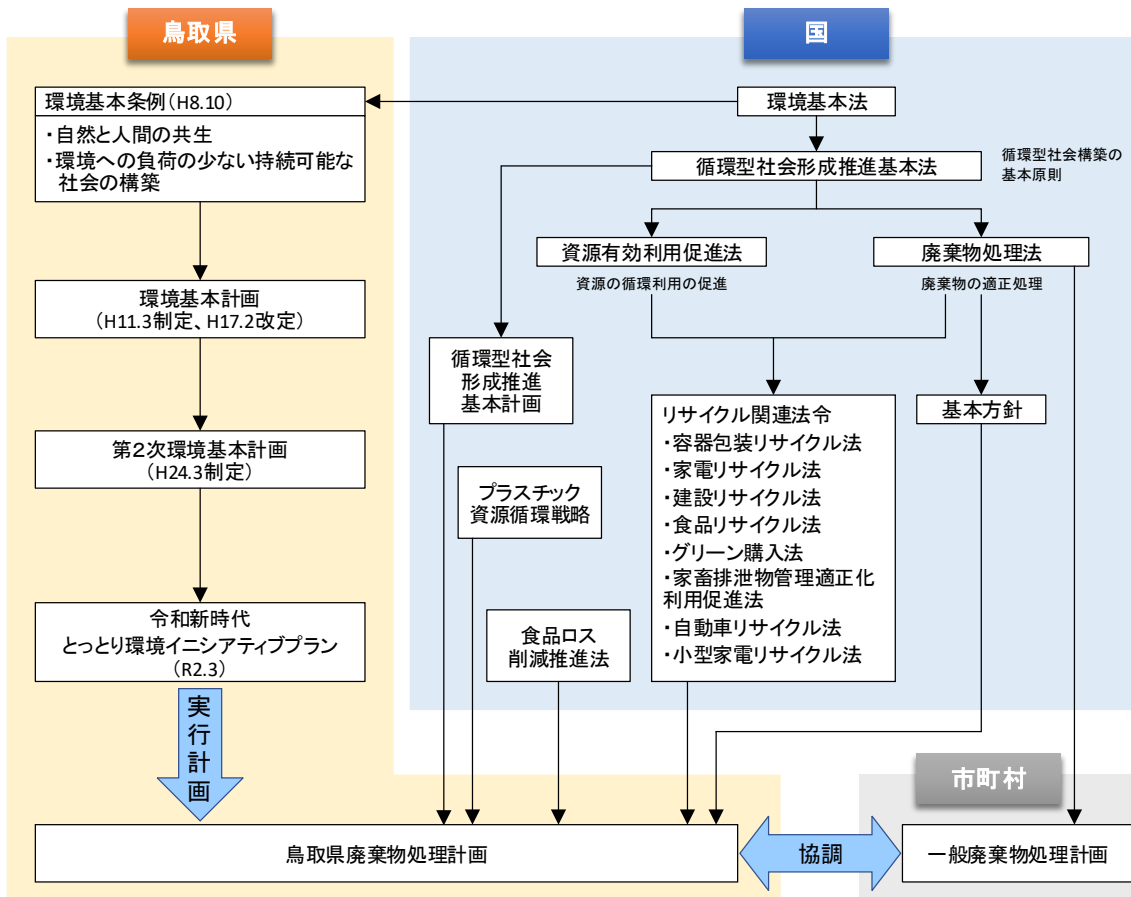
資料：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画の概要」

4-3 鳥取県廃棄物処理計画

鳥取県においては、**廃棄物処理法**に基づく法定計画として、昭和50年に第1次の「鳥取県産業廃棄物処理計画」を策定し、また平成13年7月の第5次計画からは一般廃棄物を含めた「鳥取県廃棄物処理計画」を策定して、廃棄物の減量リサイクルと適正処理を進めてきました。さらに、平成23年10月の第7次計画では、「リサイクルフロンティアとっとり」の創造に向けた取組を行ってきました。

令和2年3月に策定された第9次計画においては、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく法定計画としても位置付けられ、従来より取り組んできた4R（リフューズ(Refuse)：断る、リデュース(Reduce)：減量化、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用)にRenewable（再生可能資源への代替）を加えて推進し、食品ロスの削減とプラスチックごみゼロ社会の実現など、6つの基本方針と主な取組みが示されています。

◆図表 1-1-18 鳥取県廃棄物処理計画の位置づけ



出典：鳥取県廃棄物処理計画（令和2年3月）

◆図表 1-1-19 鳥取県廃棄物処理計画における一般廃棄物（ごみ）の目標値

	排出量 (1人1日当たり排出量)	リサイクル率	最終処分量
令和5年度目標値	193千トン (965g/人・日)	33%	12千トン (6.2%)

出典：鳥取県廃棄物処理計画(令和2年3月)

4-4 構成市町の総合計画

構成市町の総合計画における将来像及び基本目標は、図表 1-1-20 に示すとおりです。

◆図表 1-1-20 構成市町の総合計画

鳥取市	計画名称	第 11 次鳥取市総合計画
	策定年月	令和 3 年 3 月
	将来像	いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市
	基本目標	誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち 人が行きかい、にぎわいあふれるまち 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち
岩美町	計画名称	第 11 次岩美町総合計画
	策定年月	令和 4 年 3 月
	将来像	みんなが笑顔で 住み続けたいまち 岩美町 ～ 魅力ある自然・文化を未来へ ～
	基本目標	① みんなが助け合う 住み心地のよいまち ② とともに学び・つながり 互いを認めあうまち ③ みんなが安心して 健やかに暮らせるまち ④ 希望あふれる産業を 創り・受け継ぐまち ⑤ 魅力ある郷土を守り 活かすまち
智頭町	計画名称	第 7 次智頭町総合計画
	策定年月	平成 29 年 3 月（令和 4 年 3 月 後期基本計画策定）
	将来像	一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ
	基本目標	① 森の恵みを活かしたまちづくり ② 安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり ③ 子どもから大人まで学びと成長のまちづくり ④ 地域や家族のつながりでつくるまちづくり
若桜町	計画名称	第 10 次若桜町総合計画
	策定年月	令和 4 年 7 月
	将来像	豊かな自然と歴史の中で人々が絆を強め、経済が潤うまち
	基本目標	① 安全で快適に暮らしやすいまち ② みんなを大切に、子どもを産み育てやすいまち ③ 豊かな心と体を育み、人材を育てるまち ④ 豊かな自然を生かし、産業が活性化するまち ⑤ 住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち ⑥ 住民参加のまち
八頭町	計画名称	第 2 次八頭町総合計画
	策定年月	平成 27 年 3 月（令和 2 年 3 月 後期基本計画策定）
	将来像	人が輝き 未来が輝くまち 八頭町 ～豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち～
	基本目標	① 住民が主役のまちづくり ② やすらぎと生きがいのあるまちづくり ③ 安心安全な暮らしづくり ④ 環境共生のまちづくり ⑤ 活力のある産業づくり ⑥ こころ豊かな人づくり ⑦ 効率的で効果的な行政運営

第2節 ごみ処理の現況及び課題

1. ごみ処理フロー

令和5年度のごみ処理フローは図表 1-2-2 に示すとおりです。

令和5年度のごみの総排出量は 63,307 t（土石類を含み 63,864 t）で、そのうち 53,018 t（他施設の処理残渣を除く）がリンピアいなばで、4,772 t（土石類を含む）が鳥取県東部環境クリーンセンター（以下「環境クリーンセンター」という。）で、3,007t がいなばエコリサイクルセンター（民間委託）で処理されています。また、集団回収量 2,165t、古紙類 634t、生ごみ 243t、布団・衣類 25t は構成市町等が独自に資源化しています。

焼却灰や中間処理後の残渣等の最終処分量は 7,935 t（土石類を含む）です。集団回収を含む資源化量は 8,122 t であり、総排出量の 12.8% でした。

2. ごみ処理体制

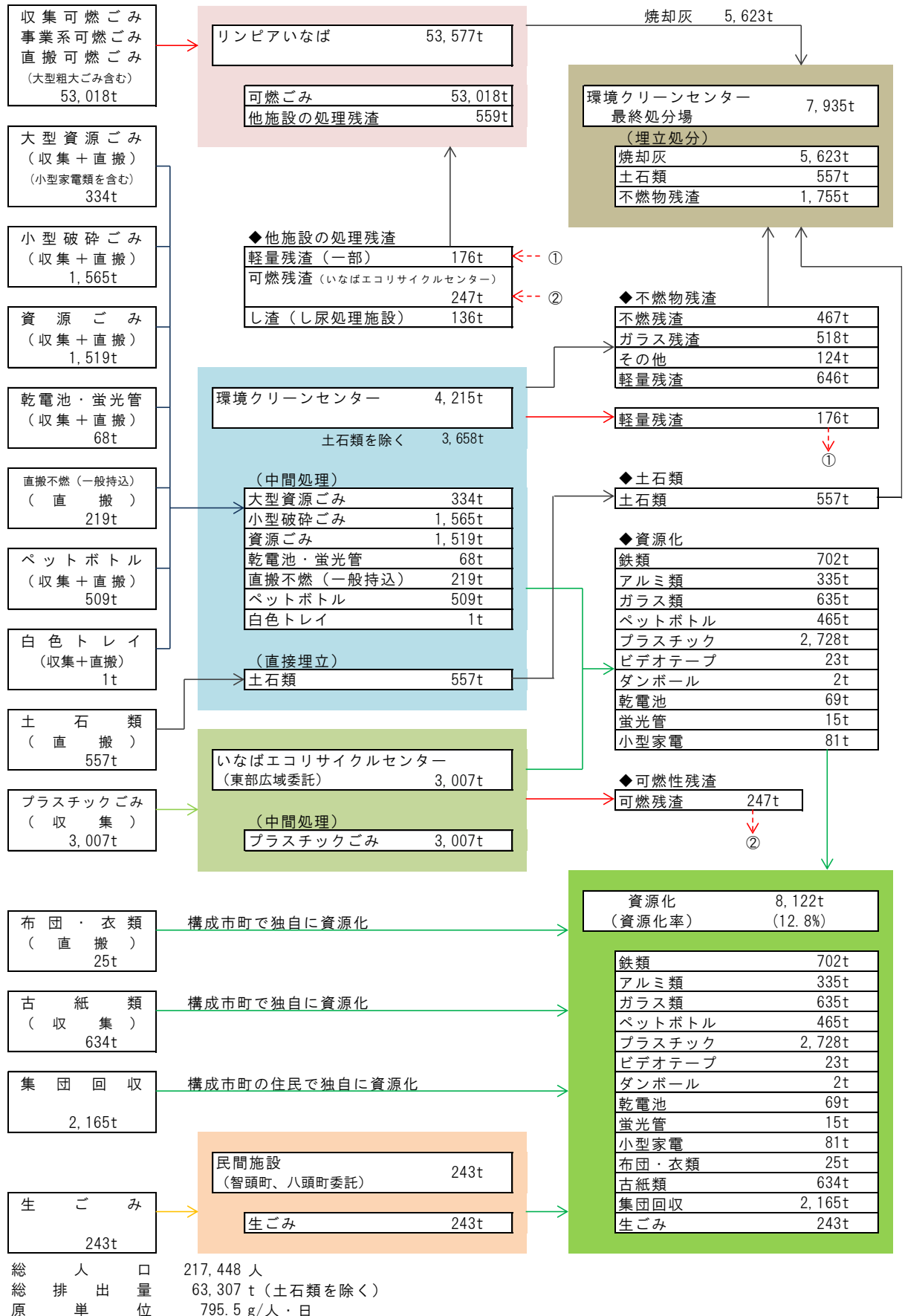
東部圏域におけるごみ処理は、可燃ごみの焼却処理、焼却残渣の埋立処分、不燃ごみ及び資源ごみの中間処理及び中間処理後の残渣の埋立処分など、全ての処理を東部広域が行っています。

可燃ごみの焼却処理はこれまで鳥取市が行っていました（鳥取市以外の各町は鳥取市へ委託）が、令和5年度から東部広域が管理する新たな可燃ごみ処理施設が供用開始したことに伴い、東部広域での処理へ変更されました。また、新施設供用開始に合わせ、それまで直接搬入ごみの受入は鳥取市域からのみとなっていました。東部圏域全域から受入を行っています。

◆図表 1-2-1 ごみ処理体制

ごみ区分		排出者	収集運搬		中間処理	最終処分
可燃ごみ	家庭系	住 民	分別収集	・ 構成市町 （委託業者）	東部広域	東部広域
			直接搬入	・ 住民 ・ 許可業者		
	事業系	事業者	直接搬入	・ 事業者 ・ 許可業者		
不燃ごみ	家庭系	住 民	分別収集	・ 構成市町 （委託業者）	東部広域 （委託処理含む）	
			直接搬入	・ 住民 ・ 許可業者		

◆図表 1-2-2 ごみ処理フロー（令和5年度）



3. 分別方法

令和6年度における収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器は図表 1-2-3 に示すとおりです。また、処理手数料の状況は、図表 1-2-4 に示すとおりとなっています。

◆図表 1-2-3 収集ごみの収集頻度・収集方法・排出容器

項目	分別区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
収集頻度	可燃ごみ	2回/週 (一部、1回/月)	2回/週	2回/週	2回/週	2回/週
	プラスチックごみ	1回/週 (一部、2回/月)	1回/週	3回/月	3~4回/月	1回/週
	小型 破砕ごみ	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	1回/月	2回/月	1~2回/月
	資源ごみ	1回/週 (一部、2回/月)	2回/月	3回/月	1回/週	3~4回/月
	ペットボトル	1回/週	2回/月	1回/月	2回/月	2回/月
	古紙類	1回/月	2回/月	—	—	1回/2ヶ月
	大型 資源ごみ	申し込み制	3回/年	1回/月	1~2回/月	1回/月
	電池類 ・蛍光灯	1回/月	2回/月	3回/年	4回/年	3回/年
	有害ごみ	1回/月	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月
収集方法	古紙類以外	ステーション方式 大型ごみは 戸別収集	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
	古紙類	ステーション方式	ステーション方式	—	拠点回収	ステーション方式
排出容器	可燃ごみ	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋	指定袋
	プラスチックごみ	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定袋
	小型 破砕ごみ	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	資源ごみ	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器
	ペットボトル	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	直接回収容器	指定袋	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明袋)
	古紙類	ひも	ひも	—	ひも	ひも
	大型 資源ごみ	指定無し (透明・半透明袋) 直接回収容器	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)
	電池類 ・蛍光灯	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)	指定無し (透明・半透明袋)
	有害ごみ	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器	直接回収容器

分別区分は、古紙類の分別収集を行っている鳥取市、岩美町、八頭町では9種分別、智頭町、若桜町では8種分別です。なお、これらの分別収集とは別に、鳥取市及び岩美町では使用済み小型家電類をボックス回収しているほか、岩美町では令和3年度から布団・衣類の拠点回収を行っています。

また、各市町で令和4年度から令和6年度にかけて分別区分の電池類にボタン電池や充電式電池を追加し、令和5年度から令和6年度にかけて白色トレイの分別区分を廃止してトレイはプラスチックごみに排出するよう変更しています。さらに、令和6年度から有害ごみの区分を新設し、ライター類、カセットボンベ・スプレー缶、充電式電池一体型製品を対象としています。

ごみの収集方法は、主にステーション方式（古紙類については一部、拠点回収）を採用し、可燃ごみの排出容器は、構成市町はいずれも各々で指定袋を採用しています。

◆図表 1-2-4 処理手数料の状況

〔収集ごみ〕

市町名	ごみ種類	処理手数料：指定袋代（手数料含む）	
		家庭系	事業系
鳥取市	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（30ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：30円/枚 極小（10ℓ）：15円/枚	
	プラスチックごみ	大（45ℓ）：30円/枚 中（30ℓ）：20円/枚 小（20ℓ）：15円/枚	
	大型ごみ	納付券シール：500～3000円 （シールの種類は100～3000円/枚）	
岩美町	可燃ごみ	大（45ℓ）：25円/枚 中（30ℓ）：23円/枚 小（20ℓ）：20円/枚	
智頭町	可燃ごみ	大（45ℓ）：60円/枚 中（35ℓ）：40円/枚 小（20ℓ）：25円/枚	
	プラスチックごみ ペットボトル	（45ℓ）：30円/枚	
若桜町	可燃ごみ	大（48ℓ）：42円/枚 中（37ℓ）：36円/枚 小（25ℓ）：24円/枚	（48ℓ）：91円/枚
八頭町	可燃ごみ プラスチックごみ	大（48ℓ）：35円/枚 中（37ℓ）：30円/枚 小（24ℓ）：25円/枚	

注）若桜町と八頭町の指定袋の容量は、他自治体の寸法と容量より算出した。

〔直接搬入ごみ〕


市町名	ごみ種類	処理手数料
鳥取市 岩美町 智頭町	可燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき120円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）
若桜町 八頭町	不燃ごみ	搬入物の重量10kgにつき390円 （10kgに満たない端数があるときは10kgとする。）

注）不燃ごみとは、プラスチックごみ、小型破碎ごみ、資源ごみ、ペットボトル、電池類・蛍光管、大型資源ごみ、有害ごみ、土石類



4. ごみ処理施設の概要

東部圏域から発生する一般廃棄物（ごみ）を処理する施設の概要は、図表 1-2-5～1-2-7 に示すとおりです。


◆図表 1-2-5 可燃物処理施設

リンピアいなば 	所在地	鳥取市河原町山手 925 番地
	管理者	鳥取県東部広域行政管理組合
	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	竣工年月	令和 5 年 3 月
	処理能力	240 t / 24 h (2 炉)
	処理方式	ストーカ (全連続式)

◆図表 1-2-6 不燃物処理施設

環境クリーンセンター 	所在地	鳥取市伏野 2220 番地
	管理者	鳥取県東部広域行政管理組合
	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	小型破碎ごみ、資源ごみ、ペットボトル、大型資源ごみ、電池類・蛍光管、有害ごみ
	竣工年月	平成 9 年 3 月
	処理能力	83.6 t / 5 h
いなばエコ・リサイクルセンター 	所在地	鳥取市船木 118 番地 1
	管理者	因幡環境整備株式会社 (鳥取県東部広域行政管理組合が中間処理を委託している。)
	処理対象区域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
	搬入ごみ	プラスチックごみ
	竣工年月	平成 18 年 3 月
	処理能力	18.4 t / 8 h
	処理方式	選別・圧縮・梱包

◆図表 1-2-7 最終処分場

環境クリーンセンター 	所在地	鳥取市伏野 2220 番地
	管理者	鳥取県東部広域行政管理組合
	埋立対象物	可燃物処理施設から発生する焼却灰、不燃物中間処理残渣等
	竣工年月	平成9年3月
	埋立容量	486,000m ³

◆図表 1-2-8 施設位置図



5. ごみ排出量の実績

ごみ総排出量の実績は、減少しています。

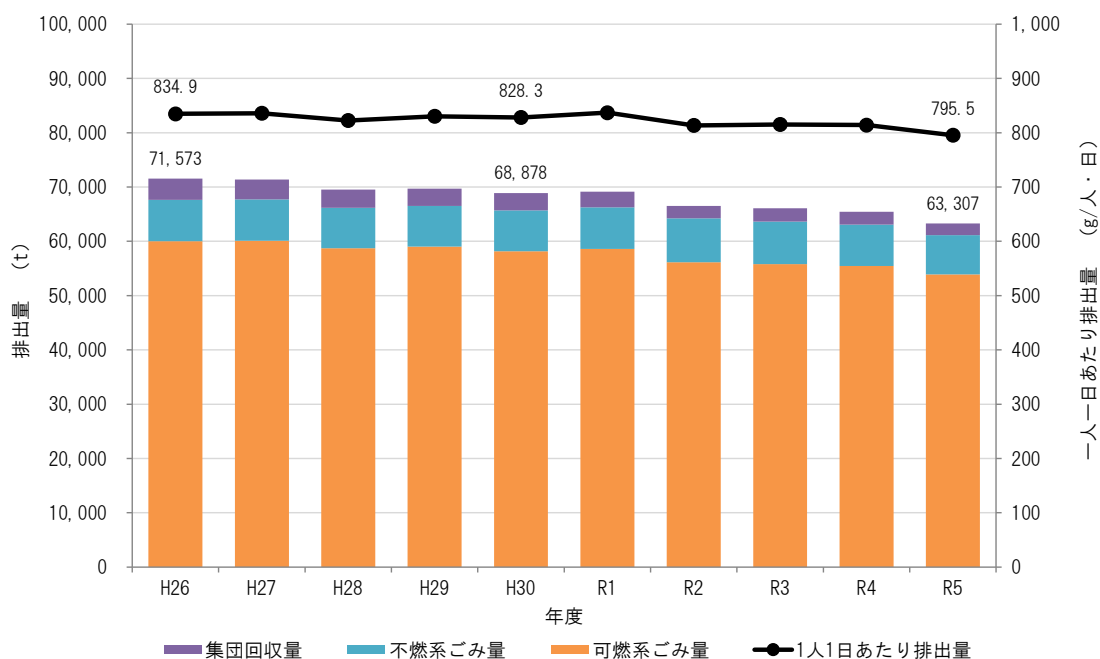
令和5年度は、ごみ総排出量 63,307 t、排出原単位（1人1日当たり排出量）795.5 g/人・日であり、平成30年度に比べそれぞれ8.1%、4.0%の減少となっています。

◆図表 1-2-9 ごみ排出量の実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30
行政区域内人口（人）	234,873	233,251	231,586	229,973	227,820
可燃系ごみ（t）	60,020	60,119	58,727	59,041	58,191
不燃系ごみ（t）	7,621	7,623	7,447	7,495	7,515
集団回収（t）	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計（t）	71,573	71,364	69,531	69,694	68,878
（t/日）	196.08	195.50	190.49	190.94	188.71
排出原単位(g/人・日)	834.9	835.9	822.6	830.3	828.3

年度	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口（人）	225,675	223,990	222,009	220,162	217,448
可燃系ごみ（t）	58,589	56,130	55,818	55,445	53,920
不燃系ごみ（t）	7,682	8,120	7,832	7,627	7,222
集団回収（t）	2,861	2,270	2,424	2,366	2,165
合計（t）	69,132	66,520	66,074	65,438	63,307
（t/日）	189.41	182.25	181.02	179.29	173.44
排出原単位(g/人・日)	837.0	813.6	815.4	814.3	795.5

◆図表 1-2-10 ごみ排出量の実績



ごみ区分別排出量は、令和元年度頃より収集小型破碎ごみ、収集大型資源ごみ、直接搬入の家庭系可燃ごみ、直接搬入の不燃ごみが増加し、事業系可燃ごみが減少しています。また、直接搬入の家庭系可燃ごみについては令和4年度から可燃ごみ処理施設での受入体制が変わったことも要因の一つとして考えられます。

◆図表 1-2-11 ごみ区分別排出量の実績

単位：t

年度	H26	H27	H28	H29	H30
収集ごみ	42,853	42,548	41,147	41,011	40,137
可燃ごみ	33,919	33,725	32,675	32,650	31,907
大型資源ごみ	224	220	227	247	256
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破碎ごみ	1,780	1,802	1,730	1,737	1,752
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
古紙類	1,404	1,314	1,164	1,056	941
電池類・蛍光管	85	82	80	82	81
直接搬入ごみ	24,375	24,779	24,648	25,150	25,219
事業系可燃ごみ	21,138	21,474	21,313	21,790	22,086
家庭系可燃ごみ	3,146	3,191	3,195	3,170	2,907
大型資源ごみ	2	3	1	4	6
プラスチックごみ	-	-	-	-	-
小型破碎ごみ	1	1	7	8	8
資源ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-	-
家庭系不燃ごみ	81	88	99	127	158
電池類・蛍光管	-	-	-	-	-
小型家電	7	22	33	51	54
布団・衣類	-	-	-	-	-
生ごみ	413	415	380	375	350
集団回収	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計	71,573	71,364	69,531	69,694	68,878

年度	R1	R2	R3	R4	R5
収集ごみ	40,402	40,697	39,892	39,280	37,669
可燃ごみ	32,232	32,068	31,582	31,202	30,088
大型資源ごみ	274	333	299	320	289
プラスチックごみ	3,048	3,188	3,161	3,107	3,007
小型破碎ごみ	1,835	2,004	1,836	1,767	1,555
資源ごみ	1,679	1,713	1,669	1,608	1,519
ペットボトル	418	432	449	460	509
白色トレイ	28	29	27	25	1
古紙類	809	845	789	718	634
電池類・蛍光管	79	85	80	73	67
直接搬入ごみ	25,516	23,218	23,425	23,470	23,230
事業系可燃ごみ	21,896	19,455	19,385	18,957	18,431
家庭系可燃ごみ	3,300	3,427	3,714	4,225	4,499
大型資源ごみ	9	14	19	25	45
プラスチックごみ	-	-	-	-	-
小型破碎ごみ	9	7	7	11	10
資源ごみ	-	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-	-
家庭系不燃ごみ	233	272	246	230	219
電池類・蛍光管	-	-	-	1	1
小型家電	70	43	39	-	-
布団・衣類	-	-	15	21	25
生ごみ	352	335	333	322	243
集団回収	2,861	2,270	2,424	2,366	2,165
合計	69,132	66,520	66,074	65,438	63,307

注) 鳥取市及び岩美町分の白色トレイは令和5年度より収集プラスチックごみに含む。また、鳥取市及び岩美町分の小型家電はそれぞれ令和3年度途中、令和2年度から収集大型ごみの量に含む。

6. 再生利用量の実績

中間処理後再生利用量は概ね横ばいで推移していましたが、令和3年度から減少に転じています。直接資源化量（古紙類）や集団回収量は基本的に減少傾向を示しており、特に集団回収量はその傾向が強く、中間処理後再生利用量の減少も影響して再生利用量は大きく減少しています。令和5年度の再生利用量は8,122 tで、平成30年度に比べ1,848 tの減少となっています。

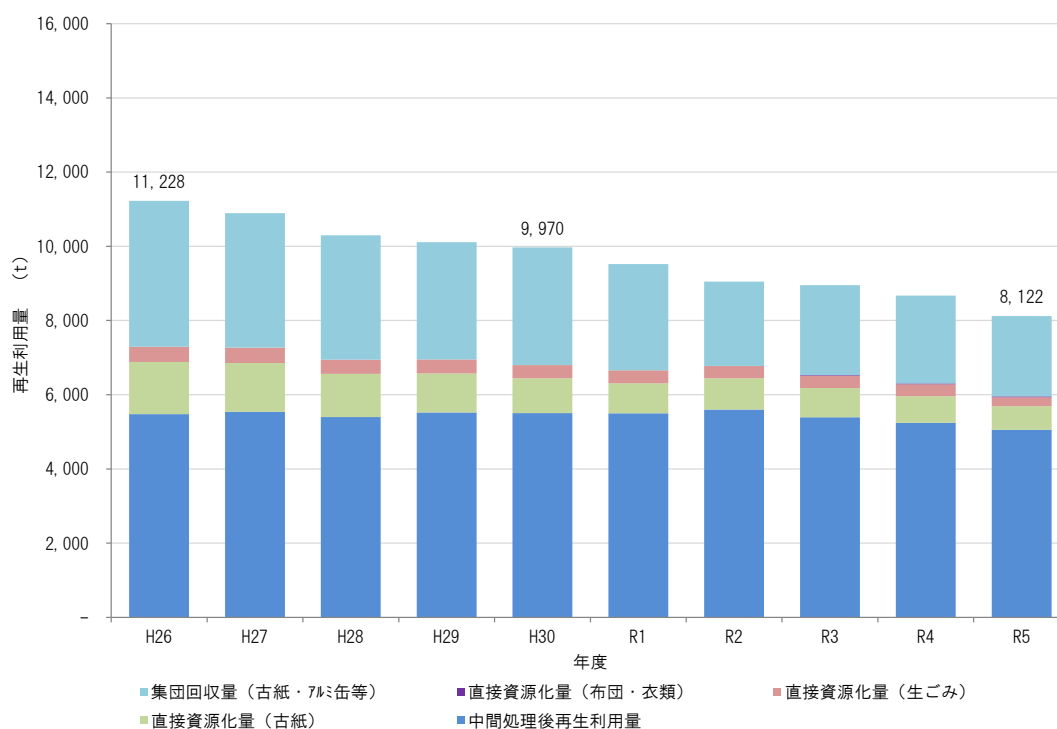
◆図表 1-2-12 再生利用量の実績

単位：t

年度	H26	H27	H28	H29	H30
中間処理後再生利用量	5,479	5,540	5,399	5,521	5,507
直接資源化量（古紙）	1,404	1,314	1,164	1,056	941
直接資源化量（生ごみ）	413	415	380	375	350
直接資源化量（布団・衣類）	-	-	-	-	-
集団回収量（古紙・7ℓ缶等）	3,932	3,622	3,356	3,158	3,172
合計	11,228	10,891	10,299	10,110	9,970

年度	R1	R2	R3	R4	R5
中間処理後再生利用量	5,499	5,599	5,391	5,244	5,055
直接資源化量（古紙）	809	845	789	718	634
直接資源化量（生ごみ）	352	335	333	322	243
直接資源化量（布団・衣類）	-	-	15	21	25
集団回収量（古紙・7ℓ缶等）	2,861	2,270	2,424	2,366	2,165
合計	9,521	9,049	8,952	8,671	8,122

◆図表 1-2-13 再生利用量の実績



7. 収集運搬量の実績

家庭から排出されるごみの収集運搬量の実績は減少しており、令和5年度は37,669 tです。特に可燃ごみ、資源ごみ、古紙類が大きく減少しています。

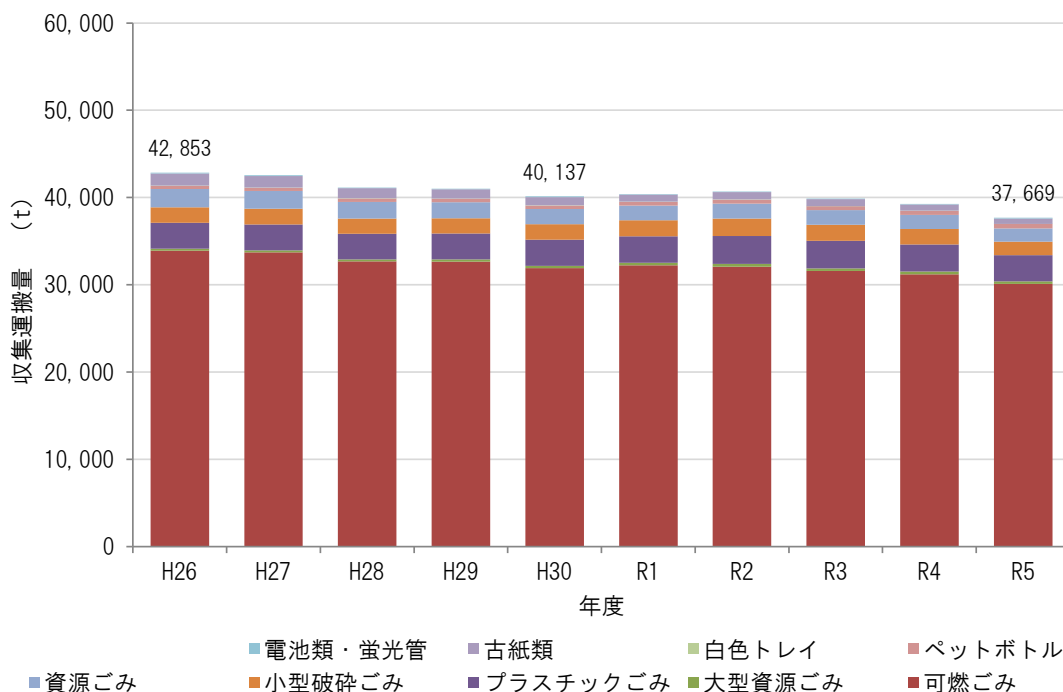
◆図表 1-2-14 収集運搬量の実績

単位：t

年度	H26	H27	H28	H29	H30
可燃ごみ	33,919	33,725	32,675	32,650	31,907
大型資源ごみ	224	220	227	247	256
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
小型破碎ごみ	1,780	1,802	1,730	1,737	1,752
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
古紙類	1,404	1,314	1,164	1,056	941
電池類・蛍光管	85	82	80	82	81
合計	42,853	42,548	41,147	41,011	40,137

年度	R1	R2	R3	R4	R5
可燃ごみ	32,232	32,068	31,582	31,202	30,088
大型資源ごみ	274	333	299	320	289
プラスチックごみ	3,048	3,188	3,161	3,107	3,007
小型破碎ごみ	1,835	2,004	1,836	1,767	1,555
資源ごみ	1,679	1,713	1,669	1,608	1,519
ペットボトル	418	432	449	460	509
白色トレイ	28	29	27	25	1
古紙類	809	845	789	718	634
電池類・蛍光管	79	85	80	73	67
合計	40,402	40,697	39,892	39,280	37,669

◆図表 1-2-15 収集運搬量の実績



8. 中間処理量の実績

焼却施設での処理量は減少傾向です。また、環境クリーンセンター及びいなばエコリサイクルセンターでの処理量は、ともに令和2年度に一時的に増加していますが、それ以降は減少傾向となっています。

令和5年度の間中間処理量は60,552tで、そのうち可燃ごみが53,018tと全体の88%を占めています。

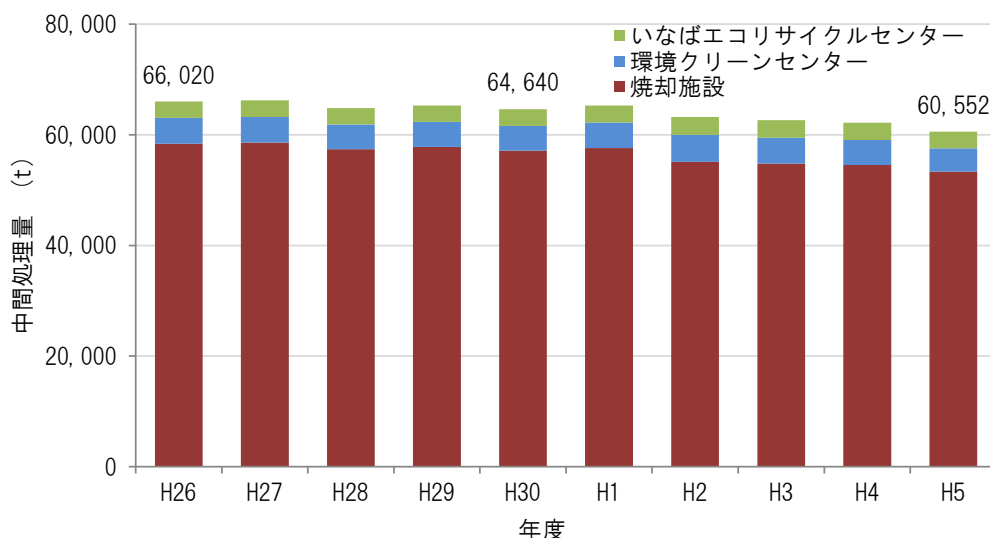
◆図表 1-2-16 中間処理量の実績

単位：t

年度	H26	H27	H28	H29	H30
焼却施設	58,399	58,586	57,372	57,804	57,125
可燃ごみ	58,203	58,390	57,183	57,610	56,900
し渣（し尿処理施設）	196	196	189	194	225
環境クリーンセンター軽量残渣	-	-	-	-	-
環境クリーンセンター	4,649	4,647	4,505	4,509	4,503
資源ごみ	2,075	2,038	1,926	1,838	1,745
小型破碎ごみ	1,781	1,803	1,737	1,745	1,760
大型資源ごみ	226	223	228	251	262
家庭系不燃ごみ（一般持込）	81	88	99	127	158
ペットボトル	362	360	373	387	415
白色トレイ	32	31	29	28	28
電池類・蛍光管	85	82	80	82	81
小型家電	7	22	33	51	54
いなばエコリサイクルセンター	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
プラスチックごみ	2,972	2,976	2,943	2,986	3,012
合計	66,020	66,209	64,819	65,299	64,640

年度	R1	R2	R3	R4	R5
焼却施設	57,615	55,083	54,807	54,531	53,330
可燃ごみ	57,428	54,950	54,681	54,384	53,018
し渣（し尿処理施設）	187	133	126	147	136
環境クリーンセンター軽量残渣	-	-	-	-	176
環境クリーンセンター	4,634	4,932	4,671	4,520	4,215
資源ごみ	1,679	1,713	1,669	1,608	1,519
小型破碎ごみ	1,844	2,011	1,843	1,778	1,565
大型資源ごみ	283	347	318	345	334
家庭系不燃ごみ（一般持込）	233	272	246	230	219
ペットボトル	418	432	449	460	509
白色トレイ	28	29	27	25	1
電池類・蛍光管	79	85	80	74	68
小型家電	70	43	39	-	-
いなばエコリサイクルセンター	3,048	3,188	3,161	3,107	3,007
プラスチックごみ	3,048	3,188	3,161	3,107	3,007
合計	65,297	63,203	62,639	62,158	60,552

◆図表 1-2-17 中間処理量の実績



9. 最終処分量の実績

最終処分量は減少傾向でしたが、平成 30 年度以降は変動しながら全体的には微減傾向となっています。最終処分量は約 7 割を焼却灰が占めており、実績値の推移も焼却灰の増減が大きく影響しています。

◆図表 1-2-18 最終処分量の実績

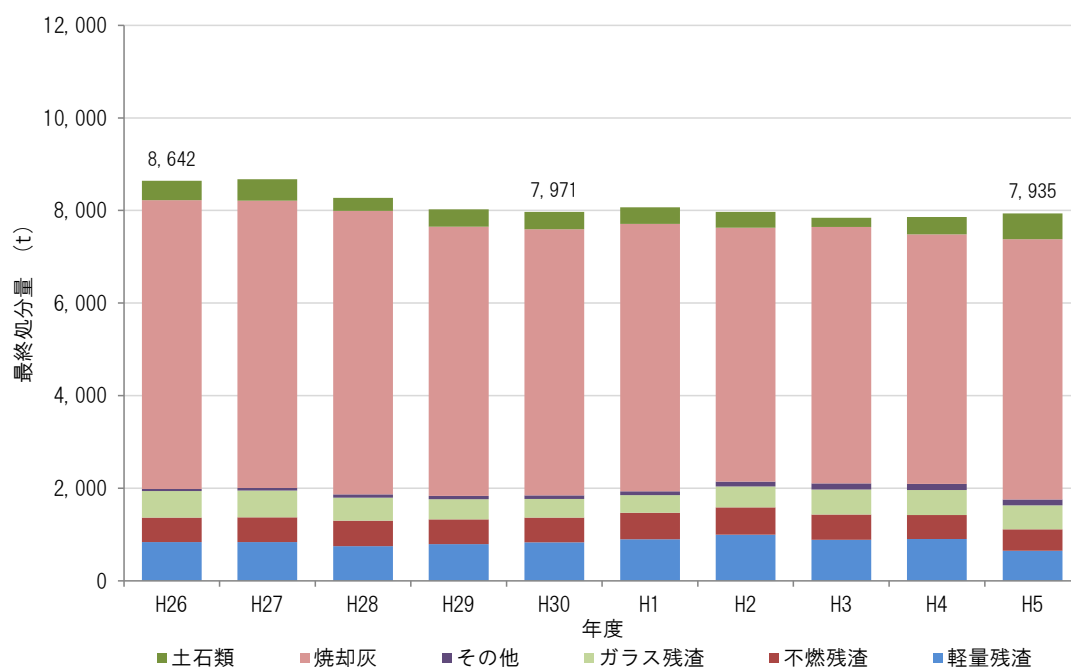
単位：t

年度	H26	H27	H28	H29	H30
軽量残渣	833	837	746	793	829
不燃残渣	530	535	554	532	538
ガラス残渣	575	580	497	437	399
その他	43	53	70	69	78
焼却灰	6,241	6,206	6,122	5,816	5,749
土石類	420	466	283	375	378
合計	8,642	8,677	8,272	8,022	7,971

年度	R1	R2	R3	R4	R5
軽量残渣	897	993	886	901	646
不燃残渣	571	594	547	519	467
ガラス残渣	380	451	537	540	518
その他	86	107	135	133	124
焼却灰	5,777	5,483	5,539	5,392	5,623
土石類	358	341	197	372	557
合計	8,069	7,969	7,841	7,857	7,935

※軽量残渣は令和 5 年 12 月から大部分を焼却処理している。

◆図表 1-2-19 最終処分量の実績



10. 既定計画目標値の達成状況

既定計画では、計画目標としてごみ排出量の具体的数値を令和6年度（数値目標年度）及び令和16年度（計画目標年度）において設定しており、ごみ総排出量について令和16年度61,357トン（令和6年度65,389トン）、ごみ排出原単位については、現状傾向を維持することとして令和16年度826g/人・日（令和6年度827g/人・日）とすることを目標としていました。

コロナ禍の下、事業系可燃ごみが減少したことが大きく影響し、ごみ総排出量及びごみ排出原単位はともに直近の実績となる令和5年度において数値目標年度とした令和6年度の目標値を下回っている状況にあります。

◆図表 1-2-20 ごみ排出量の実績と既定計画での目標値

単位：t

年度	（実績）		（既定計画目標値）	
	H30	R5	R6	R16
収集ごみ	40,137	37,669	37,494	34,135
可燃ごみ	31,907	30,088	29,905	27,327
大型資源ごみ	256	289	244	218
プラスチックごみ	3,012	3,007	2,927	2,754
小型破砕ごみ	1,752	1,555	1,677	1,549
資源ごみ	1,745	1,519	1,523	1,299
ペットボトル	415	509	397	378
白色トレイ	28	1	29	26
古紙類	941	634	716	514
電池類・蛍光管	81	67	76	70
直接搬入ごみ	25,219	23,230	24,875	24,758
事業系可燃ごみ	22,086	18,431	22,265	22,455
家庭系可燃ごみ	2,907	4,499	2,373	2,055
大型資源ごみ	6	45	7	7
プラスチックごみ	-	-	-	-
小型破砕ごみ	8	10	7	7
資源ごみ	-	-	-	-
ペットボトル	-	-	-	-
家庭系不燃ごみ	158	219	161	168
電池類・蛍光管	-	1	-	-
小型家電	54	-	62	66
布団・布類	-	25	-	-
生ごみ	350	243	310	259
集団回収	3,172	2,165	2,710	2,205
合計	68,878	63,307	65,389	61,357
排出原単位（g/人・日）	828	796	827	826

また、既定計画では目標値としては位置付けていませんが、収集運搬量、中間処理量、最終処分量について、数値目標年度である令和6年度の見込み量を示しています。これらの令和5年度実績値の状況は図表 1-2-21～1-2-23 に示すとおりです。

◆図表 1-2-21 収集運搬量の実績と既定計画での見込み量

単位：t

年度	(実績)		(既定計画見込み値)
	H30	R5	R6
可燃ごみ	31,907	30,088	29,905
大型資源ごみ	256	289	244
プラスチックごみ	3,012	3,007	2,927
小型破碎ごみ	1,752	1,555	1,677
資源ごみ	1,745	1,519	1,523
ペットボトル	415	509	397
白色トレイ	28	1	29
古紙類	941	634	716
電池類・蛍光管	81	67	76
合 計	40,137	37,669	37,494

◆図表 1-2-22 中間処理量の実績と既定計画での見込み量

単位：t

年度	(実績)		(既定計画見込み値)
	H30	R5	R6
可燃物処理施設	57,125	53,330	55,503
可燃ごみ	56,900	53,018	54,543
し渣（し尿処理施設）	225	136	225
環境クリーンセンター軽量残渣	-	176	735
環境クリーンセンター	4,503	4,215	4,183
大型資源ごみ	262	334	251
小型破碎ごみ	1,760	1,565	1,684
家庭系不燃ごみ（一般持込）	158	219	161
資源ごみ	1,745	1,519	1,523
ペットボトル	415	509	397
白色トレイ	28	1	29
電池類・蛍光管	81	68	76
小型家電	54	-	62
いなばエコリサイクルセンター	3,012	3,007	2,927
プラスチックごみ	3,012	3,007	2,927
合 計	64,640	60,552	62,613

◆図表 1-2-23 最終処分量の実績と既定計画での見込み量

単位：t

年度	(実績)		(既定計画見込み値)
	H30	R5	R6
焼却残渣（焼却灰）	5,749	5,623	5,584
軽量残渣	829	646	-
不燃残渣	538	467	494
ガラス残渣	399	518	405
その他	78	124	64
土石類	378	557	352
合 計	7,971	7,935	6,899

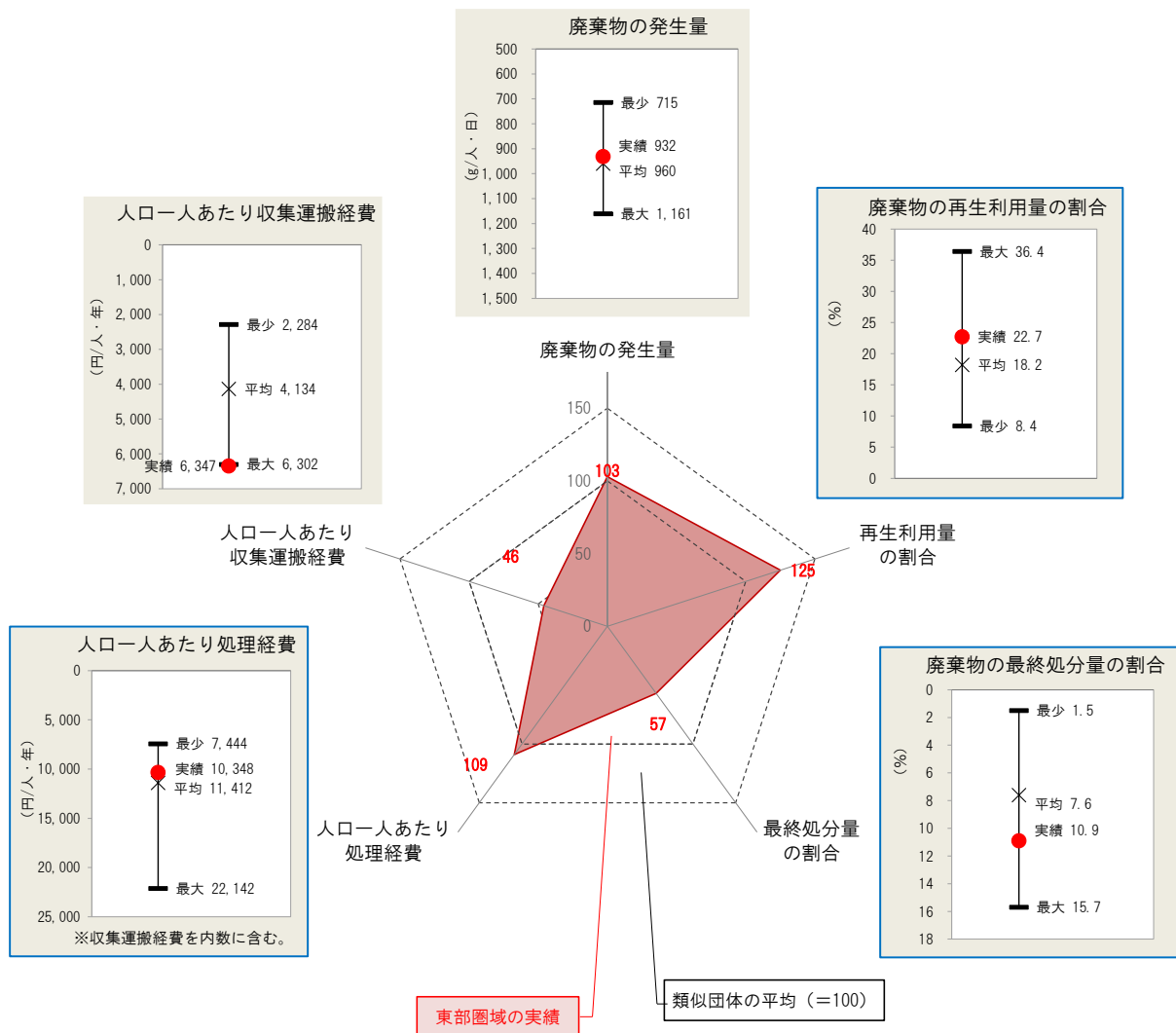
1.1. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理事業実態調査（令和4年度実績）をもとに、類似団体（23市及び一部事務組合）との比較による評価を行った結果は、[図表 1-2-24](#) に示すとおりです。

【東部広域の状況】人口：220,162人(R4.10.1) 面積：1,518.220km² 分別収集の類型：類型Ⅱ（ただし、紙製容器包装は区分なし）

処理システムの概要：○中間処理：焼却施設（市）、粗大ごみ処理施設（一部事務組合）
○最終処分：管理型最終処分場（一部事務組合）

◆図表 1-2-24 一般廃棄物処理システム分析比較表



※処理経費 = ごみ処理に要する費用 - 建設・改良費

【評価項目と指数の算出方法】

評価項目	レーダーチャート指数化の方法	指数の見方
1 廃棄物の発生量 (g/人・日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
2 廃棄物の再生利用率の割合 (%)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
3 廃棄物の最終処分量の割合 (%)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
4 人口一人あたりの処理経費 (円/人・日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
5 人口一人あたりの収集運搬経費 (円/人・日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり収集運搬経費は少なくなる

◆図表 1-2-25 一般廃棄物処理システム分析比較表の評価と課題

項目	評価	課題等
廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似団体との比較において、類似団体平均値に対して3%良好な値を示しています。 ○ 東部圏域のごみ発生量はコロナ禍の影響を受け減少していますが、変動(増減)も大きくなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍の影響が緩和されるにつれ増加傾向になると考えられることから、排出抑制に努める必要があります。
再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似団体との比較において、類似団体平均値に対して25%(6ポイント)良好な値を示しています。 ○ 再生利用量は、ごみ発生量の減少とともに減少していますが、中間処理後の再生利用量は概ね維持できています。 ○ 直接資源化している古紙類と集団回収量が減少しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙類の減少は、新聞や雑誌の発行数の減少が一つの要因と考えられますが、プラスチック類も含め、分別徹底により再生利用量を維持していくことが必要です。
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似団体との比較において、類似団体平均値に対して43%(33ポイント)下回った値を示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終処分の指数は既定計画策定時より低下しています。類似団体の平均値が下がったことが大きく影響していますが、東部圏域実績値が微増したことも一因となっています。これまで埋立対象であった軽量残渣等の大部分を焼却処理するなど、新たな取り組みを開始していますが、ごみ発生量の抑制などにより、より一層の最終処分量の削減に努める必要があります。
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似団体との比較において、類似団体平均値に対して人口一人あたり処理経費は9%良好な値を示しています。 ○ 人口一人あたり収集運搬経費は、類似団体平均値に対して54%下回った値を示していますが、東部圏域の総面積1,518km²に対し、類似団体の平均面積は376km²であり、およそ4倍の面積からごみを収集していることを考慮すると、現状の収集運搬は、効率的に行われていると考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬経費は、指数が既定計画策定時より低下しています。より効率的な収集運搬体制を構築していくことが必要です。 ・ 中間処理経費は、処理の効率化を図ることで低減が見込まれます。処理施設の能力を最大限に発揮させるため、適正な維持管理が必要です。 ・ 最終処分経費は、既存最終処分場の使用を継続することで現状を維持できますが、埋立が完了してしまえば新施設の整備が必要となるため、埋立量の削減に努める必要があります。

1 2. 課題の抽出及びその対応方針

東部圏域のごみ処理の現状を踏まえ、次のとおり課題及びその対応方針を整理しました。

1 2-1 排出に関する事項

- ・収集可燃ごみには、古紙類や容器包装プラスチックなどの混入が散見されます。再利用できる古紙、汚れていない容器包装プラスチックなどの分別の徹底の啓発を引き続き行います。
- ・民間委託による生ごみの資源化量は減少傾向にあるため、普及啓発を継続するとともに資源化を引き続き行います。また、家庭用生ごみ処理機等の購入補助も可燃ごみの焼却量の削減に繋がるため、引き続き行います。
- ・可燃ごみの約4割を占める事業系可燃ごみは、これまで微増傾向で推移していましたが、令和2年度を境に大きく減少し、その後も減少傾向となっています。コロナ禍の影響による事業活動、観光客数の低下が要因と考えられ、元の水準に向かって増加に転じることが予想されますが、過剰に増加しないよう事業者に対して減量の取組や意識啓発を引き続き行います。
- ・高齢者・障がい者の方においては、集積所へのごみ排出が困難な場合があります。特に高齢者は年々増加しており、ごみ出し補助の需要は高まっているため、住民サービスや福祉の面での取り組みを引き続き、実施または検討します。

1 2-2 収集運搬に関する事項

- ・収集運搬に係る経費や環境負荷を低減するため、より効率的な収集体制の構築等について、引き続き実施または検討します。
- ・収集運搬における二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を削減するため、ごみ収集車についてハイブリッド車等やバイオ燃料の導入を検討します。

1 2-3 中間処理に関する事項

- ・資源化施設は、平成9年度の供用開始から27年が経過しており、老朽化への対応が必要です。適宜に機械設備等の予防保全を実施し、機能回復を図り施設の長寿命化に努めます。
- ・現有施設（リンピアいなば及び環境クリーンセンター）の能力を最大限に発揮させた状態で維持し、安定した処理が行えるよう、適切な運転管理・施設維持を行います。

1 2-4 最終処分に関する事項

- ・最終処分場の埋立容量は限られています。最終処分量の約7割を占める焼却灰のセメント原料化や山元還元[※]等の有効利用について、費用等を勘案した上で、引き続き検討します。

- ・残りの約3割は不燃物処理施設である環境クリーンセンターから排出される不燃残渣及びガラス残渣等です。不燃残渣及びガラス残渣についても、減量化を検討する必要があります。

※山元還元（やまもとかんげん）とは

飛灰等から非鉄金属（鉛、亜鉛、銅）を回収して、再使用する一連の精錬過程を山元還元といいます。

12-5 その他に関する事項

- ・大規模な災害が発生した場合には、平常時の処理体制では対応できないことが想定されるため、災害廃棄物処理計画の策定のほか、具体的な処理体制等について検討します。
- ・在宅医療が進むなか、家庭から排出される医療系廃棄物について、中間処理施設の処理方法に応じた適切な処理・処分方法の見直しについて、引き続き検討します。
- ・不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られるため、監視パトロールなどの対策を引き続き実施します。
- ・東部圏域の海岸には漂流・漂着ごみが多く、県や構成市町、地域住民やNPO等、官・民連携した取り組みを進めていくとともに、生活系ごみが河川を通じて海に到達する量も多いため、引き続き啓発活動等を実施します。

第 2 章

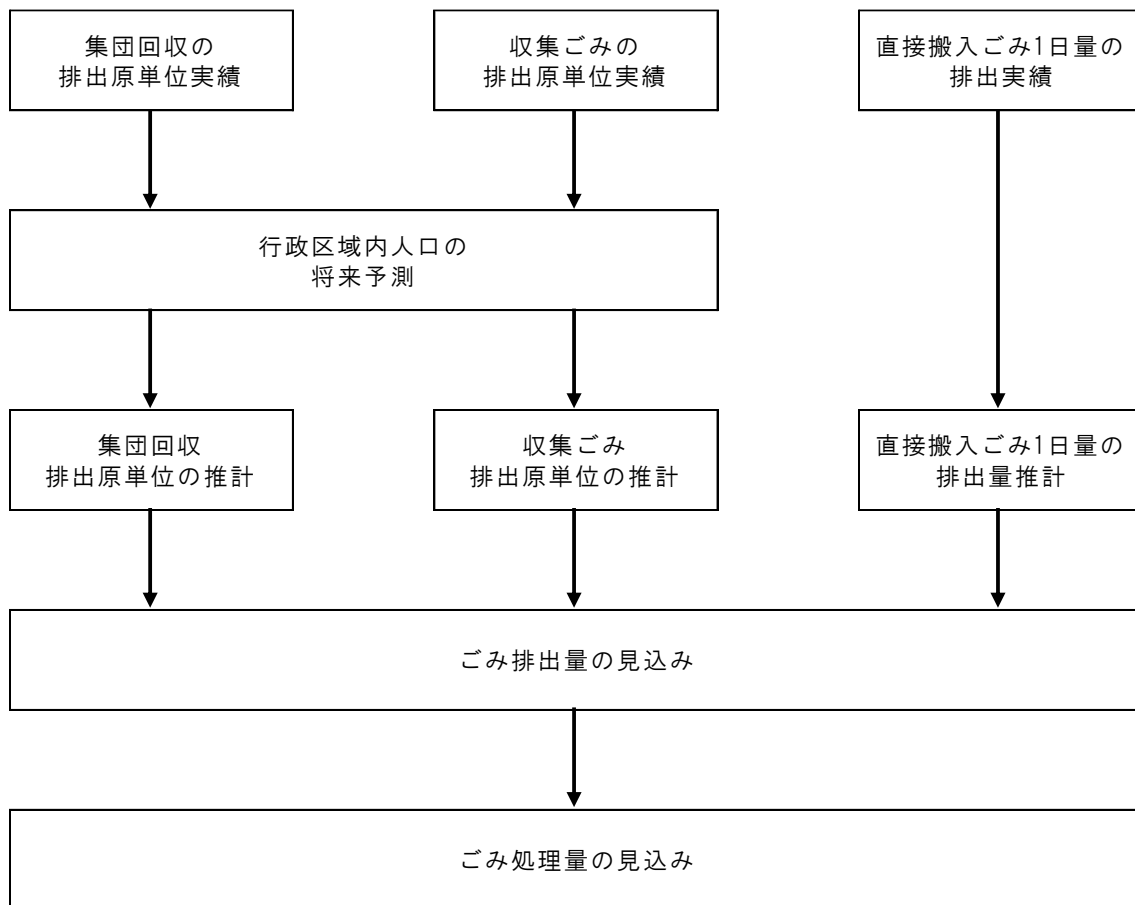
ごみ処理基本計画の策定

第1節 ごみの排出量及び処理量の見込み

1. ごみ排出量の将来推計

ごみの排出量及び処理量の将来推計は、図表 2-1-1 に示すフローに基づき行いました。また、各推計は、過去の実績値を基にトレンド法を用いて行いました。

◆図表 2-1-1 ごみの排出量及び処理量の将来予測方法のフロー



2. ごみの排出抑制目標について

東部圏域のごみ排出量は、鳥取市がごみ処理の有料化を開始した平成19年度を境に急激に減少した後、平成22年度以降は若干の増減をしながら概ね横ばい傾向が続いていました。既定計画策定時、家庭系の収集ごみは減少、事業系の可燃ごみは増加することが予想され、ごみ総排出量としては減少するものの1人1日当たりごみ量は横ばい傾向で推移すると見込んでいました。このことから、既定計画においては、1人1日当たりごみ排出量を増加させることなく、最低限、現状維持することを目標としており、これについては下回っている状況にあります。

(1) 計画期間・目標年度について

本計画の期間は令和2年度から計画目標年度である令和16年度までの15年間とします。

(2) 計画目標年度における排出抑制目標

コロナ禍の社会情勢の下、東部圏域のごみ排出量は、令和元年度を境として大型資源ごみ等の一部のごみが大きく増加に転じた一方で、事業系可燃ごみを中心とした一部のごみは大きく減少しました。コロナ禍の影響を強く受けたごみ排出量の増減については、今後、時間の経過とともに徐々に元の排出量に近づいていくものと考えられます。

今後のごみ排出量については、ごみ総排出量は人口減少が大きく影響して減少していき、計画目標年度である令和16年度では60,727トンの見込みです。一方、人口一人一日当たりごみ排出量では微増傾向で推移する見込みですが、計画目標年度では既定計画(826g/人・日)とほぼ同等の828g/人・日となる見込みです。

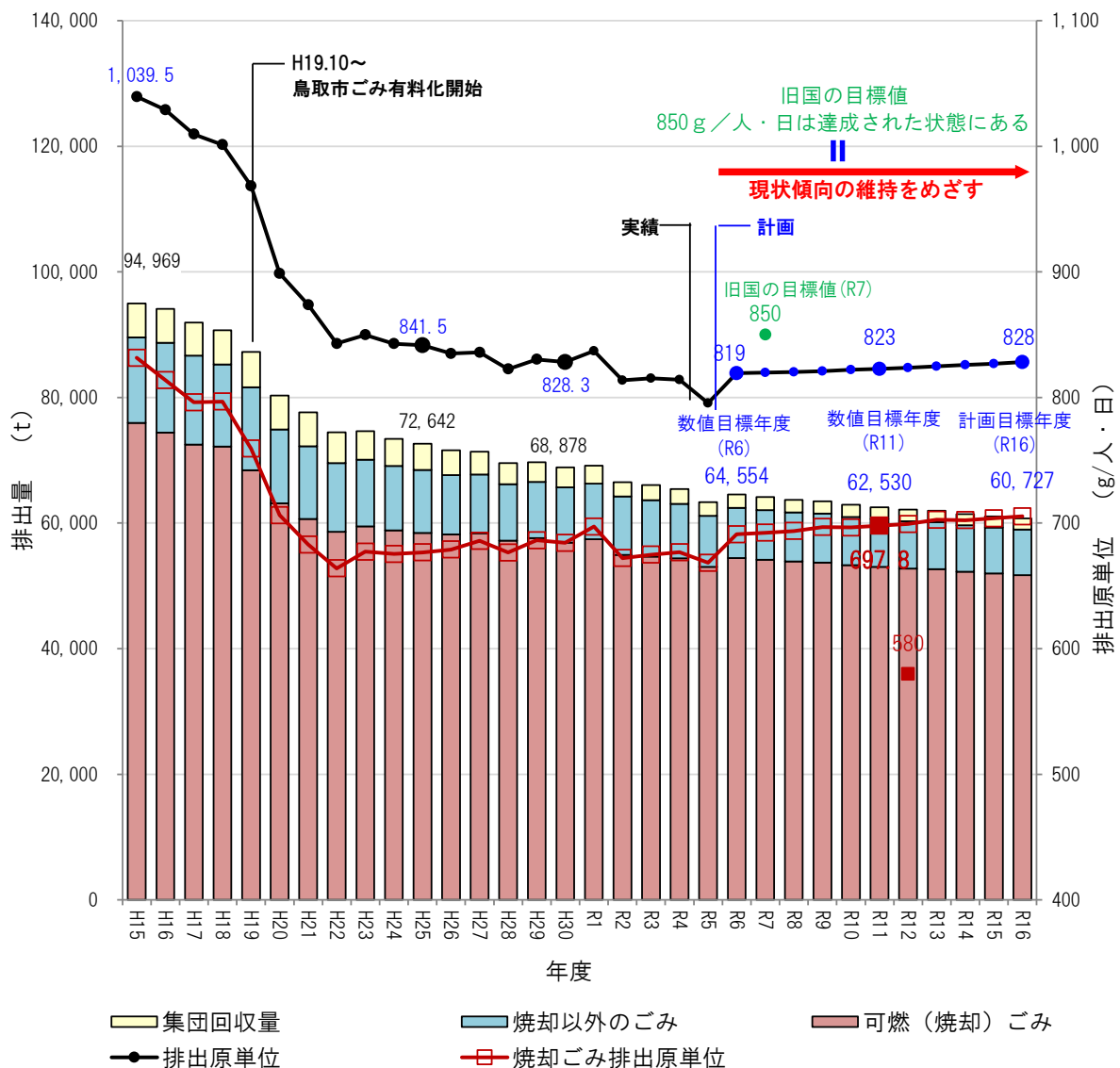
ただし、近年のごみ排出量の実績については、コロナ禍によるライフスタイルの激変、リンピアいなばの整備によるごみ処理・受入体制の変更、また、分別区分の変更などもあったことから大きく変動しているもの多く、今後のごみ排出量を精度良く予測するために必要なデータの集積が十分にできていません。

以上のことから、本計画で掲げる計画目標年度におけるごみ排出量の目標は、既定計画における目標設定の方針を継承し、引き続きごみの排出抑制に努めたうえで、人口一人一日当たりごみ排出量を現状程度に維持していくこととし、実績データの集積が進んだ次期の計画見直しの際に改めて目標値を検討することとします。

令和16年度 ごみ排出量 60,727 t (828g/人・日)

東部圏域全体のごみ排出量については、家庭から排出される収集ごみは減少していき、事業所数等の増加に伴い事業系可燃ごみは増加傾向にあります。今後、東部圏域内人口の減少によりごみ排出総量は減少が見込まれますが、事業所ごみの増加により人口1人当たり相当のごみ量は現状の傾向で推移すると見込まれます。このため、計画目標年度（令和16年度）におけるごみ排出量は、現在の既定計画における方針や計画等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努め、平成30年度実績（68,878トン）に対して10.9%減の61,357トンと見込みます。また、人口一人一日あたりごみ排出量については、最低限、現状傾向を維持していくこととします。

◆図表 2-1-2 東部圏域の排出抑制目標に関する方針



3. ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の推計結果を図表 2-1-3、図表 2-1-4 に示します。

ごみの 1 人 1 日当たりごみ排出量は現状維持することを目標としていますが、東部圏域内人口の減少により年間ごみ量は減少すると見込みます。

東部圏域における、数値目標年度（令和 11 年度）における排出抑制目標は、令和 5 年度実績に対して 1.2%減の 62,530 トンと見込みます。

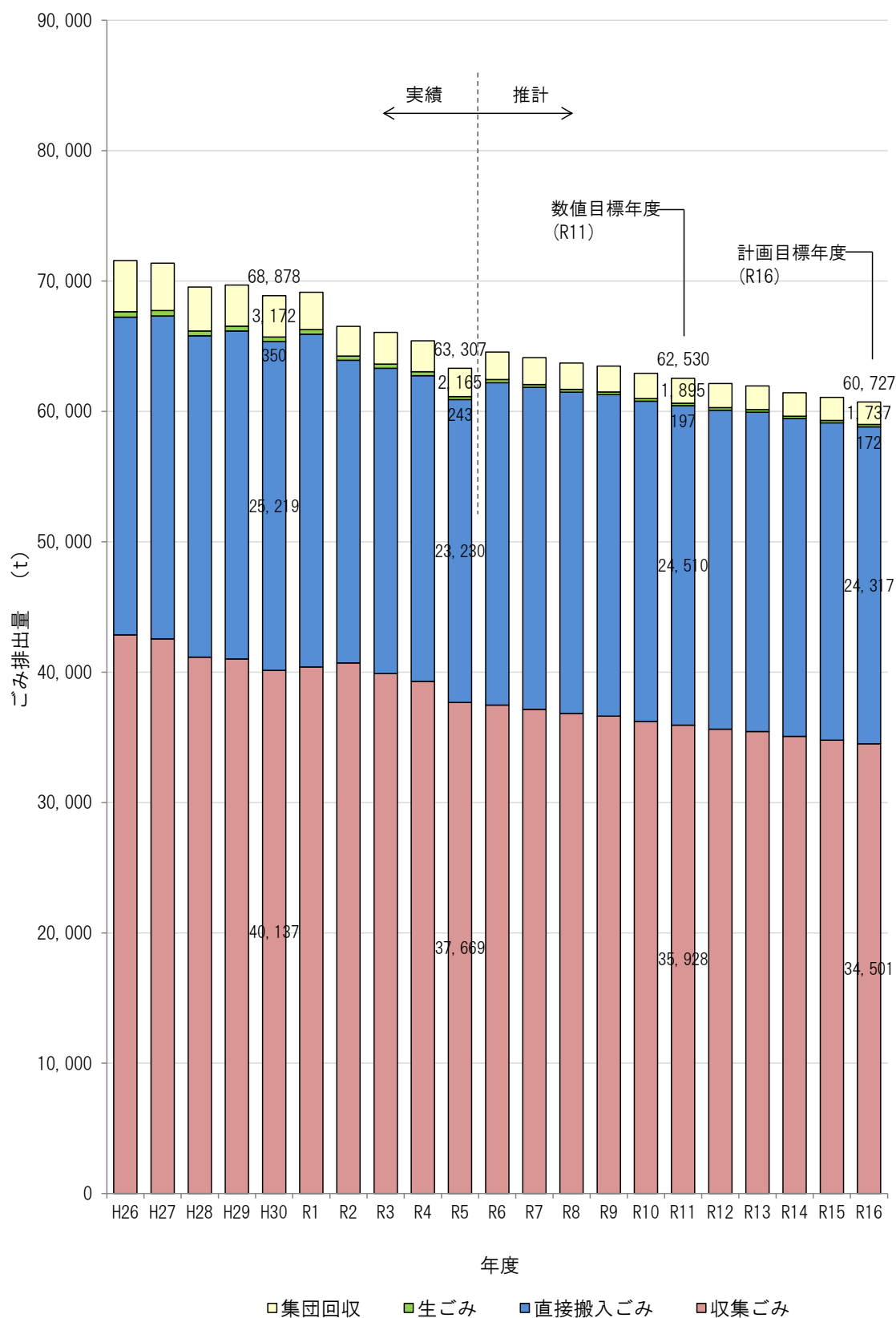
令和 11 年度 ごみ排出量 62,530 t (823 g/人・日)

◆図表 2-1-3 ごみ排出量の将来推計結果

単位：t

年度	R5	R11	R16
	(実績)	(数値目標年度)	(計画目標年度)
収集ごみ	37,669	35,928	34,501
可燃ごみ	30,088	28,779	27,661
大型資源ごみ	289	286	276
プラスチックごみ	3,007	2,908	2,823
小型破碎ごみ	1,555	1,351	1,257
資源ごみ	1,519	1,413	1,350
ペットボトル	509	527	525
白色トレイ	1	0	0
古紙類	634	546	497
電池類・蛍光管	67	73	70
有害ごみ	0	45	42
直接搬入ごみ	23,230	24,510	24,317
事業系可燃ごみ	18,431	19,408	19,058
家庭系可燃ごみ	4,499	4,820	4,977
大型資源ごみ	45	37	37
プラスチックごみ	0	0	0
小型破碎ごみ	10	11	15
資源ごみ	0	0	0
ペットボトル	0	0	0
家庭系不燃ごみ	219	208	204
電池類・蛍光管	1	0	0
布団・布類	25	26	26
生ごみ	243	197	172
集団回収	2,165	1,895	1,737
合計	63,307	62,530	60,727

◆図表 2-1-4 ごみ排出量の将来推計結果



第2節 ごみの排出抑制計画

1. 現在の施策（構成市町の取組状況）

現在の構成市町のごみ減量化の取り組みは、図表 2-2-1 に示すとおりです。地域の実情に応じた施策を展開し、ごみ減量化に取り組んでいます。

◆図表 2-2-1 (1) 構成市町のごみ減量化の取り組み

市町	取り組み事業・施策名称	内容
鳥取市	再資源化等推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 各団体が中心となって取り組んでいる再生資源回収運動をさらに発展・推進するため、資源の回収量に応じて奨励金を交付しています。
	家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を行う市民に対して、購入費の一部を補助しています。
	家庭ごみの有料指定袋制度	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理費用の一部を市民に直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やりサイクルの促進を目的として実施しています。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度	<ul style="list-style-type: none"> 積極的にごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定することで、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図っています。 優良認定事業所の活動状況等を市民に周知することで、事業所のみならず市民全体のごみ減量等の意識の啓発を図っています。
	市コミュニケーションアプリによるスマートフォンでのごみの日配信	<ul style="list-style-type: none"> 市公式LINEアプリの中に、ごみ収集日の当日朝に通知する機能を設け、ごみの適正排出を推進しています。 ごみ収集日の通知以外にも、ごみの出し方を解説した市HPへのリンクメニューを設けることで、ごみの出し方ガイドが手元に無い場合でも分別等を確認できるようにしています。
	ペットボトルリサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業者（コンビニエンスストア）と連携し、市内の店舗に設置した回収機で24時間ペットボトルの回収を可能とすることで排出しやすい環境を整備しています。 回収したペットボトルは連携事業者のもと、ペットボトルとして再生する水平リサイクルを行っています。

◆図表 2-2-1 (2) 構成市町のごみ減量化の取り組み

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
岩美町	コンポスト容器、 家庭用生ごみ処理機等 購入助成	● 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助しています。
	ミックスペーパー リサイクル推進事業	● 平成25年2月に町内の各家庭へ注意書き等のシールを貼ったミックスペーパー保管ボックス（幅100mm×縦260mm×横315mm）を配布しています。保管ボックスにミックスペーパーがたまったら、紙袋、封筒などに入れて雑誌と一緒に束ねて、古紙回収に出していただいています。
	インクカートリッジ 里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付しています。
	布団・衣類等のリサイクル	● 可燃ごみとして焼却処理していた布団、衣類、カーペット等を拠点回収により分別回収し、固形燃料としてリサイクルしています。
智頭町	くるくるプラン	● 可燃ごみの減量化を図るため、生ごみを分別回収し、収集業者が液肥化しています。
	資源ごみ回収 報奨金制度	● 資源ごみを回収した団体に収集量により報奨金を交付しています。
	生ごみ処理機 購入費補助	● 生ごみ処理機を購入した町民に1万円を上限に補助金を交付しています。
	インクカートリッジ 里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。

◆図表 2-2-1 (3) 構成市町のごみ減量化の取り組み

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
若桜町	資源ごみ回収報奨金交付事業	● 資源の再利用を推進するため、資源ごみ（古紙、金属、ビン類）回収に協力する団体に対し、回収した量に応じて報奨金を交付しています。
	家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業	● 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助しています。
	ごみ減量化モデル地区指定事業補助金	● 家庭から排出されるごみの減量化及び資源化に取り組む地域団体に対し、その経費の一部を助成することによりごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図っています。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	家庭用生ごみ処理機モニター事業	● 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による再生利用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の貸出を行っています。
八頭町	生ごみの分別収集	● 可燃ごみの減量化を図るため、生ごみを分別回収し、収集業者が液肥化しています。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付しています。
	古紙回収	● 古紙回収を実施する集落に2カ月に1回収収に廻っています。
	家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業	● 家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助しています。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	ごみ分別アプリの配信	● 分別方法のガイドや収集カレンダー、品目からのごみ分別検索、町からのお知らせを通知する機能を持つスマートフォンアプリを配信し、ごみの適正排出を推進しています。

2. 本計画期間内に実施する施策

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成に努めます。

2-1 啓発に関する施策

(1) 啓発活動の充実

施策1 啓発活動の充実

啓発活動を充実させるための具体策として、環境クリーンセンターを中心とした啓発機能を持った施設を活用する3つの事業を展開します。

事業1 住民参加型施設の活用

事業の方向

住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」や体験型設備による環境学習を交えた施設見学を行える可燃ごみ処理施設「リンピアいなば」において、啓発活動の充実を図ります。

各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none">● 住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」や「リンピアいなば」を積極的に活用します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">● 住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」や「リンピアいなば」を積極的に活用します。
行 政	<ul style="list-style-type: none">● リファーレンいなばを活用した啓発活動を実施します。<ul style="list-style-type: none">・従来のリサイクル体験に加え、出前授業やリサイクル教室の開催・小学校の児童による見学に加え、園児に楽しく学んでいただけるプログラムの作成・環境情報の発信● リンピアいなばでの施設見学を受け付けます。

◆住民参加型施設（リファーレンいなば）

○設備状況



○活動状況



(分別クイズ)



(リサイクルマーケット)

◆最新ごみ処理施設 (リンピアいなば)

○体験型学習設備状況



(ごみ探査ピークル)

ごみ探査ピークル



(地域と日本と地球のごみ)

地域と日本と地球のごみ

事業2 リサイクルイベント・環境学習会等の開催

事業の方向

ごみの減量、リサイクル、環境問題等について住民に学んでいただくため、毎年、リサイクルフェスティバルやエコフェスタ、環境学習会等を開催します。



各主体の役割

住 民	● リサイクルフェスティバルやエコフェスタなどのイベント、環境学習会・生涯学習会、環境美化活動等へ積極的に参加・協力し、排出抑制や環境保全の重要性等を再認識します。
事 業 者	● リサイクルフェスティバルなどのイベント開催の趣旨を理解し、開催に協力します。
行 政	● リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催します。 ・環境学習講演会 ・大型再生品の展示 ・リサイクルマーケット ・ごみ分別クイズ ・リサイクル工作の体験 ・地産地消等

事業3 エコアイデアコンテストの実施

事業の方向

住民のごみ問題に対する理解と意識向上を図るため、小学生を募集対象としてペットボトルやビン、缶などごみとして排出される身近なものを材料とした工作作品のコンテストを開催します。

コンテストの入賞作品は新聞で県内に広く紹介するほか、リファレンいなばや図書館で展示を行い、来場者にごみ問題に対する理解と意識向上を図ります。



(エコ工作の作品展示)

各主体の役割

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 住 民 | ● エコアイデアコンテストへ積極的に出展します。 |
| 事 業 者 | ● エコアイデアコンテストの趣旨を理解し、開催に協力します。 |
| 行 政 | ● エコアイデアコンテストを実施します。 |

(2) 適正排出の普及・啓発

施策2 適正排出の普及・啓発

施策の方向

適正排出の普及・啓発を図るため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し配布を行うほか、ごみ分別アプリや行政公式 LINE からスマートフォンへのごみ収集日の通知、ケーブルテレビによるごみ収集カレンダーのデータ放送を行うなど情報伝達手段の多様化を図ります。また、各地区からの要望に応じ、分別ビデオ等を活用した分別説明会や講習会等を実施します。

ごみステーションの管理・指導体制を構築するため、環境衛生委員などによる普及・啓発を行っていきます。



各主体の役割

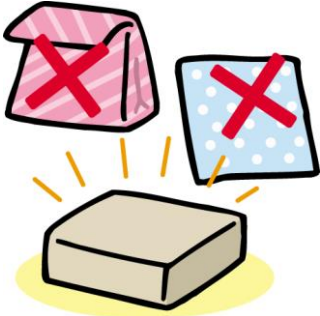
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。 ● 新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系可燃ごみについて、異物等の排除を徹底し適切な排出を行うことに努めます。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの分別を推進するため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布します。 ● スマートフォンやテレビを活用した情報伝達を行います。 ● 要望に応じて、説明会や講習会を開催します。 ● 環境衛生委員等と協力し、普及・啓発を行います。

(3) 事業者啓発の推進

施策3 事業者啓発の推進

施策の方向

4Rを推進するため、事業者に対して、ごみの発生抑制・再使用の推進、さらに、商品の販売・流通において、過剰包装の自粛、店頭回収の促進等に努めます。



各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者啓発の趣旨を理解し、協力します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所におけるごみの発生状況を把握し、発生・排出抑制を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の使用削減やペーパーレス化の推進 ・旅館・飲食店等の生ごみのコンポスト化やバイオマス化など ・事業所ごみ減量計画書の作成（多量排出事業者のみ） ・ダイレクトメール・チラシ等の自粛 ● 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び食品リサイクル法などの法的義務に対応すると同時に、その他の製品についても、販売店等において回収し積極的に資源化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の使用削減 ・資源のリサイクルを推進するための普及・啓発活動の充実
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごみ減量について、チラシや手引き、ホームページや広報、その他講習会での呼びかけ ・ごみ減量等優良事業所認定制度 など

2-2 ごみ減量化に関する施策

施策4 ごみの有料化

施策の方向

ごみ処理費用の一部を住民に直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施します。

各主体の役割

住 民	● ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組みます。
事 業 者	● —
行 政	● ごみ排出抑制のインセンティブ（動機付け）となるよう、適正価格について継続して検討します。

施策5 ライフスタイルの見直し

施策の方向

住民一人ひとりのライフスタイルの見直しを図り、ごみの減量を推進します。



各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none">● マイバッグの持参、生ごみの水切り、リユース、店頭回収の利用など、ごみの排出量を減らします。● 賞味期限切れ等により廃棄する食品の削減やエコクッキングの実践など、無駄のない食生活を心がけます。● ものを大切に使用するために耐久性のあるものを選び、故障しても修理して使用するために修理店を活用します。
事 業 者	● マイバック運動や店頭回収等の趣旨を理解し、協力します。
行 政	<ul style="list-style-type: none">● 啓発活動を推進します。● モニター家庭を募り、ごみ環境家計簿を実践していただきます。 ・ごみ環境家計簿の実績をリファーレンいなばに掲示して公表する など

施策6 生ごみの減量化

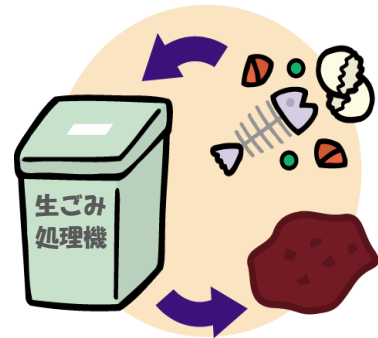
生ごみ減量化のための具体策として、各世帯で生ごみを堆肥化する容器や処理機の導入を促進するための事業を展開します。

事業4 生ごみの堆肥化等推進

事業の方向

ごみの減量化を目的として、家庭や公共施設、事業所で発生する生ごみを、堆肥等により地域で利用するなど、安心・安全な農産物の栽培と供給を行う地域循環型農業の推進を検討していきます。

また、生ごみをコンポスト化し、農地等に還元することを目的として、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等の購入に要する経費に対し補助金を交付します。



各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none">● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみをできる限りコンポスト化して農地に還元し、ごみ減量や資源循環に努めます。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">● 生ごみが多く発生する事業所においては、厨芥類の資源化等を推進します。
行 政	<ul style="list-style-type: none">● 生ごみの堆肥化等推進事業を継続します。● 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業を継続します。

2-3 その他施策

施策7 再使用に対する取り組み

施策の方向

東部圏域内のリサイクルショップ等によるリユースに携わる企業活動の土壌を醸成していきます。また、リファレンいなばにおいても、家具等のごみを修理・再生・展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図っていきます。

各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none">● 家電製品・自転車・家具などの不用物はフリーマーケットやリサイクルショップを利用する等、再使用に努めます。● 衣類をリフォームする等、不用物を有効活用します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">● リユースに対する取り組みについて、協力します。
行 政	<ul style="list-style-type: none">● 啓発活動を推進します。● リファレンいなばにおいて再生品を販売する など

施策8 資源化に対する取り組み

事業5 集団回収促進事業

施策の方向

ごみの減量化と再資源化を推進することを目的として、資源物の回収事業である再資源化等推進事業に協力する団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付します。



各主体の役割

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 住 民 | ● 資源物の集団回収に協力する団体へ積極的に参加・協力します。 |
| 事 業 者 | ● — |
| 行 政 | ● 資源物の集団回収に対する報奨金の交付を継続します。 |

事業6 新たな資源化の取組

施策の方向

これまで焼却処理などを行っていた品目の一部について、地域の状況に応じて分別回収を図り、処理方式を変えて資源化します。

各主体の役割

- | | |
|-------|---|
| 住 民 | ● 分別回収に積極的に協力します。 |
| 事 業 者 | ● 分別回収に積極的に協力します。 |
| 行 政 | ● 分別回収する品目やその回収方法について住民に広報し、回収量・資源化量の増加を図ります。
● 新たに資源化できる品目及びその回収方法等について検討します。 |

事業7 ペットボトル水平リサイクル（事業者との連携による資源循環）

施策の方向

事業者（コンビニエンスストアと連携して）店舗にペットボトル回収機を設置し、24時間排出可能としたうえで、これまで別製品へリサイクルすることが多かったペットボトルを再び飲料用のペットボトルへとリサイクルする事業を推進します。



（ペットボトル回収機）

各主体の役割

住 民	● ペットボトル回収機を活用します。
事 業 者	● ペットボトル回収機設置場所の拡充を図るとともに、ペットボトル水平リサイクルを行います。
行 政	● 事業者と連携して回収機の普及・広報を行います。 ● ペットボトルの回収及び水平リサイクルの意義について住民に周知します。

施策9 環境に配慮した商品の購入

施策の方向

製品やサービスを購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選んで、購入（グリーン購入）することを推進します。

各主体の役割

住 民	● 商品の購入については、耐久性のある商品や再生資源が利用されている商品、ごみの発生が少ない商品、資源回収が容易な商品等を選択するよう努めます。
事 業 者	● 事業者は、耐久性のある製品や再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品や資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売します。 ・ 再生材料を利用した製品の製造・販売 ・ 環境配慮製品の製造・販売
行 政	● グリーン購入を推進します。

第3節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種または9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も現状を基本とします。

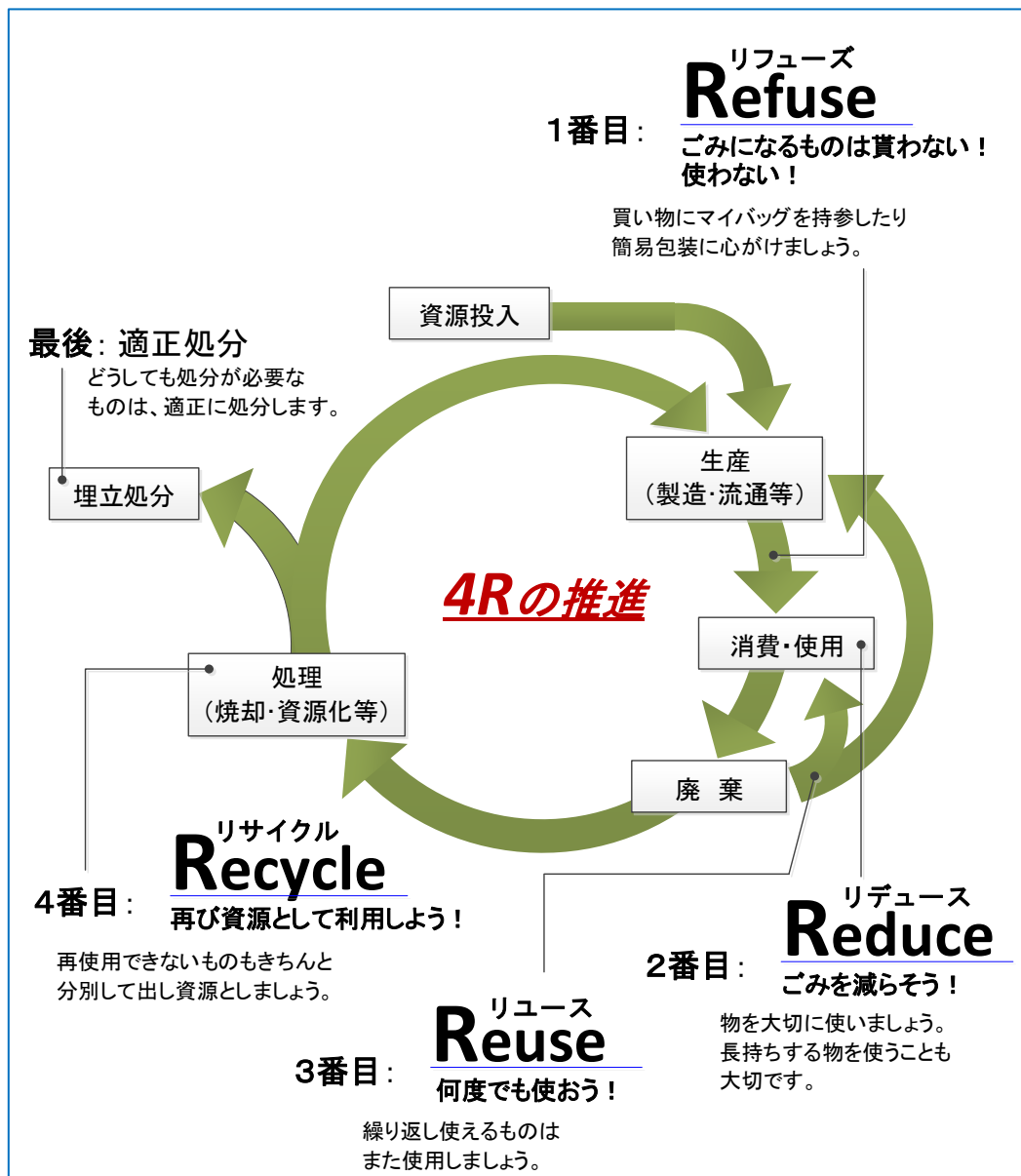
◆図表 2-3-1 分別形態（代表例）



第4節 ごみ処理計画

1. ごみ処理の基本方針

「発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクルあるいはサーマルリサイクル）がバランス良く行われる持続可能なごみ処理システム」を構築し、環境負荷、エネルギー、コスト等を総合的に勘案して、最適なごみ処理システムを構築します。



2. ごみ処理主体

ごみ処理の主体は、現状の体制を維持するものとします。

ごみの排出に伴う環境への負荷を軽減するために、排出（排出抑制）、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、様々な配慮が必要です。また、効率的なごみ処理やリサイクルを推進するためには、住民・事業者等の協力や支援も重要です。

◆図表 2-4-1 ごみ処理主体

ごみ区分		排出者 (排出抑制)	収集運搬		中間処理	最終処分
可燃ごみ	家庭系	住 民	分別 収集	・ 構成市町 (委託業者)	東部広域	東部広域
			直接 搬入	・ 住民 ・ 許可業者		
事業系	事業者	直接 搬入	・ 事業者 ・ 許可業者			
不燃ごみ	家庭系	住 民	分別 収集	・ 構成市町 (委託業者)	東部広域 (委託処理含む)	
			直接 搬入	・ 住民 ・ 許可業者		

3. 収集運搬計画

東部圏域から排出されるごみの収集運搬については、構成市町が行っていくものとします。

3-1 ごみの収集運搬の方法及び量

家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者または排出者自らにより、事業所から排出される可燃ごみの収集運搬は、排出事業者の責任において、事業者自らあるいは構成市町の収集運搬許可業者により行うものとします。

家庭系ごみの種類ごとの収集運搬量の見込みは、図表 2-4-3 に示すとおりとします。

◆図表 2-4-2 収集運搬の方法（収集形態）

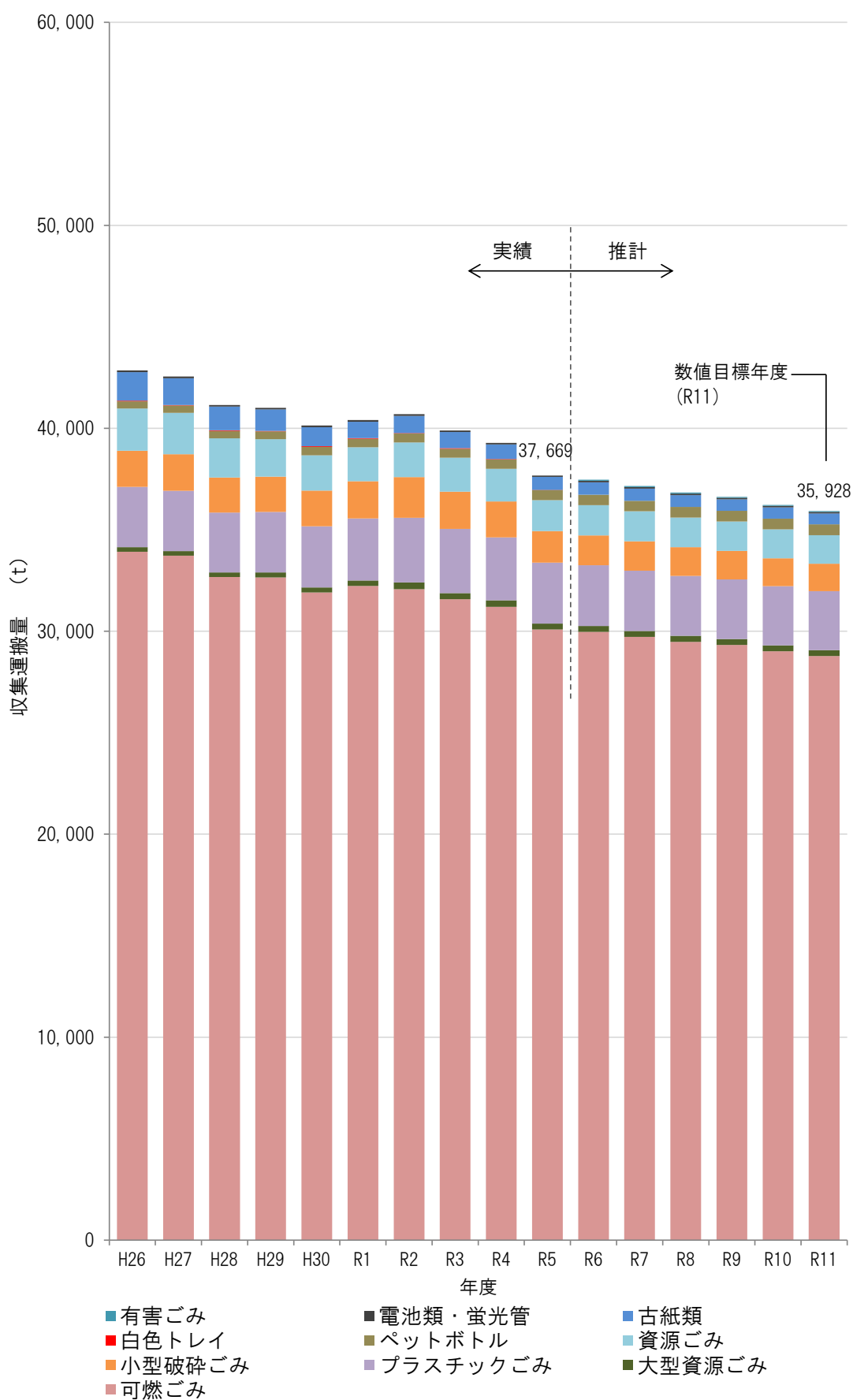
ごみ区分		排出者（排出抑制）	収集運搬	
可燃ごみ	家庭系	住 民	分別収集	・ 構成市町（委託業者）
			直接搬入	・ 住民 ・ 許可業者
	事業系	事業者	直接搬入	・ 事業者 ・ 許可業者
不燃ごみ	家庭系	住 民	分別収集	・ 構成市町（委託業者）
			直接搬入	・ 住民 ・ 許可業者

◆図表 2-4-3 収集運搬量の見込み

単位：t

品目	年度	R5	R11
		（実績）	（数値目標年度）
可燃ごみ		30,088	28,779
大型資源ごみ		289	286
プラスチックごみ		3,007	2,908
小型破碎ごみ		1,555	1,351
資源ごみ		1,519	1,413
ペットボトル		509	527
白色トレイ		1	0
古紙類		634	546
電池類・蛍光管		67	73
有害ごみ		—	45
合 計		37,669	35,928

◆図表 2-4-4 収集運搬量の見込み



3-2 ごみの収集運搬に関する施策

(1) 現行の収集運搬体制の維持

家庭から排出される可燃ごみ、プラスチックごみ、小型破碎ごみや資源ごみ等はそれぞれ指定ごみ袋に入れるなど、構成市町において定められたルールに基づき排出されます。排出者より分別された廃棄物や資源物を適正に収集運搬し、適正な中間処理に繋がっていく現行の収集運搬体制を維持します。

(2) 事業系可燃ごみの搬入指導と収集運搬業の許可

事業系可燃ごみは、排出事業者自らの責任によりごみの分別や処理・処分を行うことが必要です。可燃物処理施設に搬入する場合は、自らが運搬するか、あるいは構成市町の収集運搬許可業者に委託することとなります。

搬入されたごみが適正に処理できるよう、分別徹底等について搬入時における窓口指導を行うものとします。また、許可業者が搬入する場合には、構成市町と連携して排出事業者に対して分別等を指導していくものとします。

加えて、事業系可燃ごみなどの適正処理を維持していくためには、収集運搬許可業者による安定した収集運搬が不可欠です。そのためには、許可件数を東部圏域内のごみ排出量に対して適切な件数とする必要があることから、収集運搬許可の方針等については、引き続き構成市町が地域の実情に応じて適切に判断していくものとします。

(3) 住民サービスの維持・向上

高齢者や障がいのある住民等は、高齢化社会の進行等により増加すると予想されます。構成市町の収集方式は、ステーション方式を基本としていますが、鳥取市では粗大ごみについて申込みによる戸別収集の実施や、ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者及び障がい者に対して戸別回収（ふれあい収集）を行うなど、福祉向上の観点から住民サービスの充実に努めています。

ステーションへのごみ出し等について、支援を行うボランティア団体や地域住民等による支援体制を整えるなど、高齢者・障がい者が生活しやすい環境を整えるため、引き続き構成市町が実施・検討していきます。

~~(4) 火災危険ごみの扱い~~

~~使い捨てライター、カセットボンベ、エアゾール缶などの中に残っているガスにより、ごみ収集運搬車の火災や爆発が発生した事例があります。エアゾール缶については、中身排出機構（残ガス排出機構）が装着され、安全にガスを抜くことができるようになりましたが、機構を作動させた結果を表示する構造にはなっておらず、収集時においてガス抜きの確認ができません。~~

~~よって、使い捨てライターなどについては、「火災危険ごみ」として分別回収するなど、安全な収集運搬方法について、引き続き組合構成市町と検討していきます。~~

4. 中間処理計画

4-1 中間処理の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの中間処理は、すべて東部広域において行うものとします。

処理施設別の中間処理量の見込みは、図表 2-4-5 に示すとおりとします。

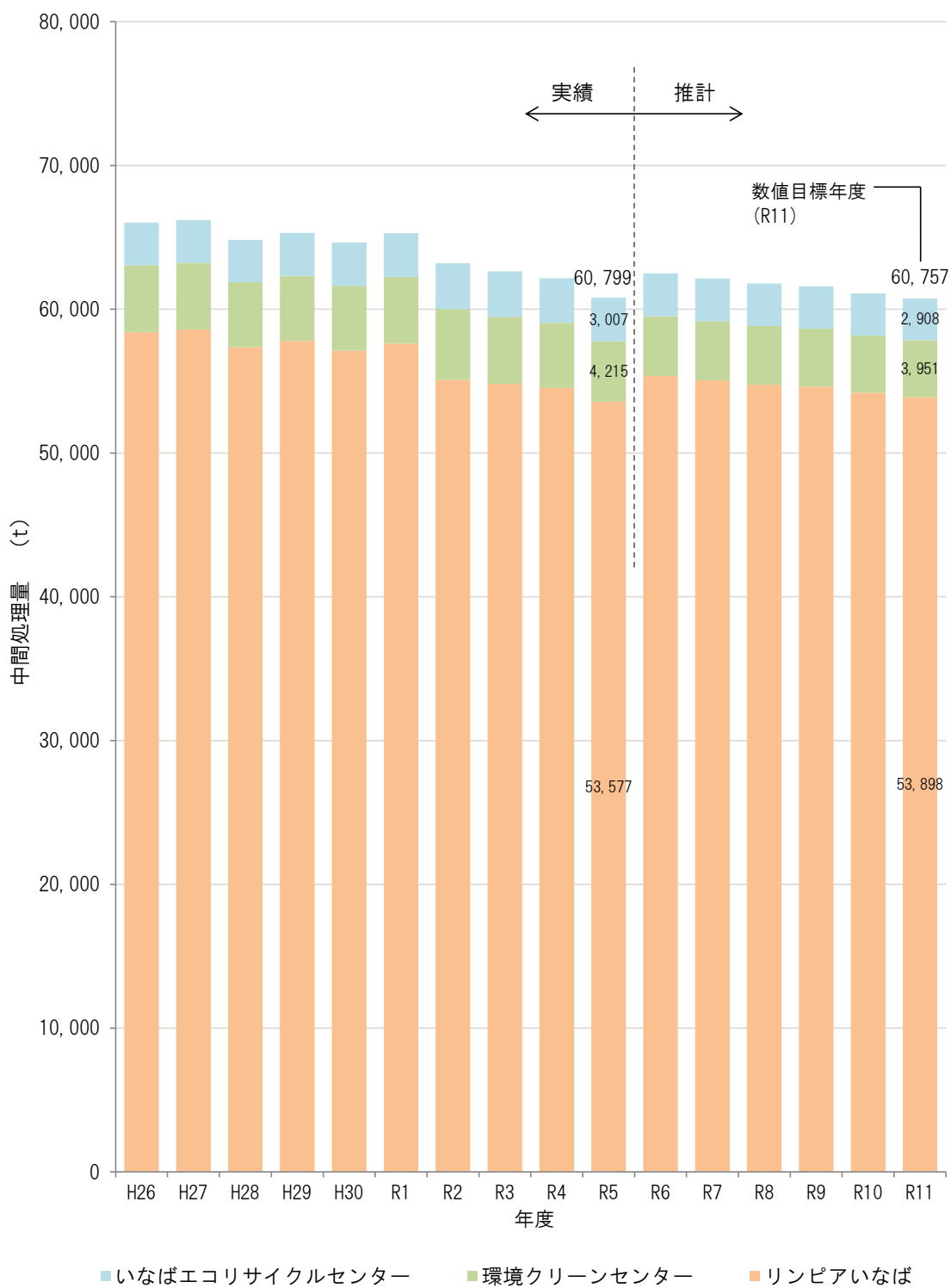
◆図表 2-4-5 中間処理量の見込み

単位：t

施設・品目	年度	R5	R11
		(実績)	(数値目標年度)
リンピアいなば		53,577	53,898
可燃ごみ		53,018	53,007
し渣（し尿処理施設）		136	146
環境クリーンセンター軽量残渣		176	500
いなばエコリサイクルセンター可燃残渣		247	245
環境クリーンセンター		4,215	3,951
大型資源ごみ		334	323
小型破碎ごみ		1,565	1,362
家庭系不燃ごみ（一般持込）		219	208
資源ごみ		1,519	1,413
ペットボトル		509	527
白色トレイ		1	0
電池類・蛍光管		68	73
有害ごみ		-	45
いなばエコリサイクルセンター		3,007	2,908
プラスチックごみ		3,007	2,908
合 計		60,799	60,757

注) 既定計画では処理量に見込んでいなかった「いなばエコリサイクルセンター可燃残渣」を本計画からは中間処理量に見込むものとした。

◆図表 2-4-6 中間処理量の見込み



4-2 中間処理に関する施策

(1) リンピアいなばでの適正処理及びエネルギーの有効利用

東部圏域の可燃ごみ処理は、これまで鳥取市の神谷清掃工場で集約化して処理していましたが、令和5年度からは東部広域が管理・運営する新施設リンピアいなばにて行っています。

リンピアいなばは高効率ごみ焼却発電を備えた施設となっており、処理により発生するエネルギーを有効利用しています。また、体験型の環境学習が可能な見学設備を備えており、住民等のごみ減量等の啓発に資する施設となっています。

可燃ごみの適正処理及びエネルギー有効利用、環境学習の場の提供を安定的、継続的に行うため、適切な維持管理に努め、施設の処理機能を維持していくものとしします。

(2) 環境クリーンセンターの機能維持とリサイクルの促進

東部圏域の家庭から排出される不燃ごみを処理している環境クリーンセンターは、東部広域が管理・運営しています。当該施設は、資源ごみ（ビン・缶）等を選別回収したり、小型破碎ごみや大型資源ごみを破碎・選別し、金属類を回収するなどにより、リサイクルや埋立物の減量・減容化を行っています。

今後、回収した金属類等について安定した資源化等を行うために、施設の定期検査の実施と計画的な補修などにより、処理機能を維持していくものとしします。

加えて、回収した資源物を安定してリサイクルするためのルート（引き渡し先など）についても引き続き、調査・検討していくものとしします。

また、当該施設については、住民参加型のリサイクル啓発施設を併設しており、住民等によるごみ分別や環境問題等の取組みを推進し、もって施設の機能維持に寄与していくものとしします。

(3) 小型家電リサイクルへの取組み

国においては、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を平成25年4月に施行しました。

現在、東部圏域から排出される携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などの小型家電は、「小型破碎ごみ」、「大型資源ごみ」または「有害ごみ」に含まれた状態で分別収集、あるいは直接搬入され、環境クリーンセンターにおいて作業員によりピックアップ回収されているほか、鳥取市及び岩美町においてはボックス回収によっても回収され、環境クリーンセンターに搬入されています。

ピックアップ回収及びボックス回収した小型家電類は、小型家電リサイクル法のルートでリサイクルを行っています。

レアメタル等のリサイクルを進めるため、今後も引き続き東部広域と構成市町とで連携して小型家電のリサイクルを進めていきます。

5. 最終処分計画

東部圏域から排出され、中間処理後に発生する残渣及び土石類等の埋立物については、環境クリーンセンター最終処分場（以下「最終処分場」という。）にて、安全かつ適正に埋立処分するものとします。

5-1 最終処分量

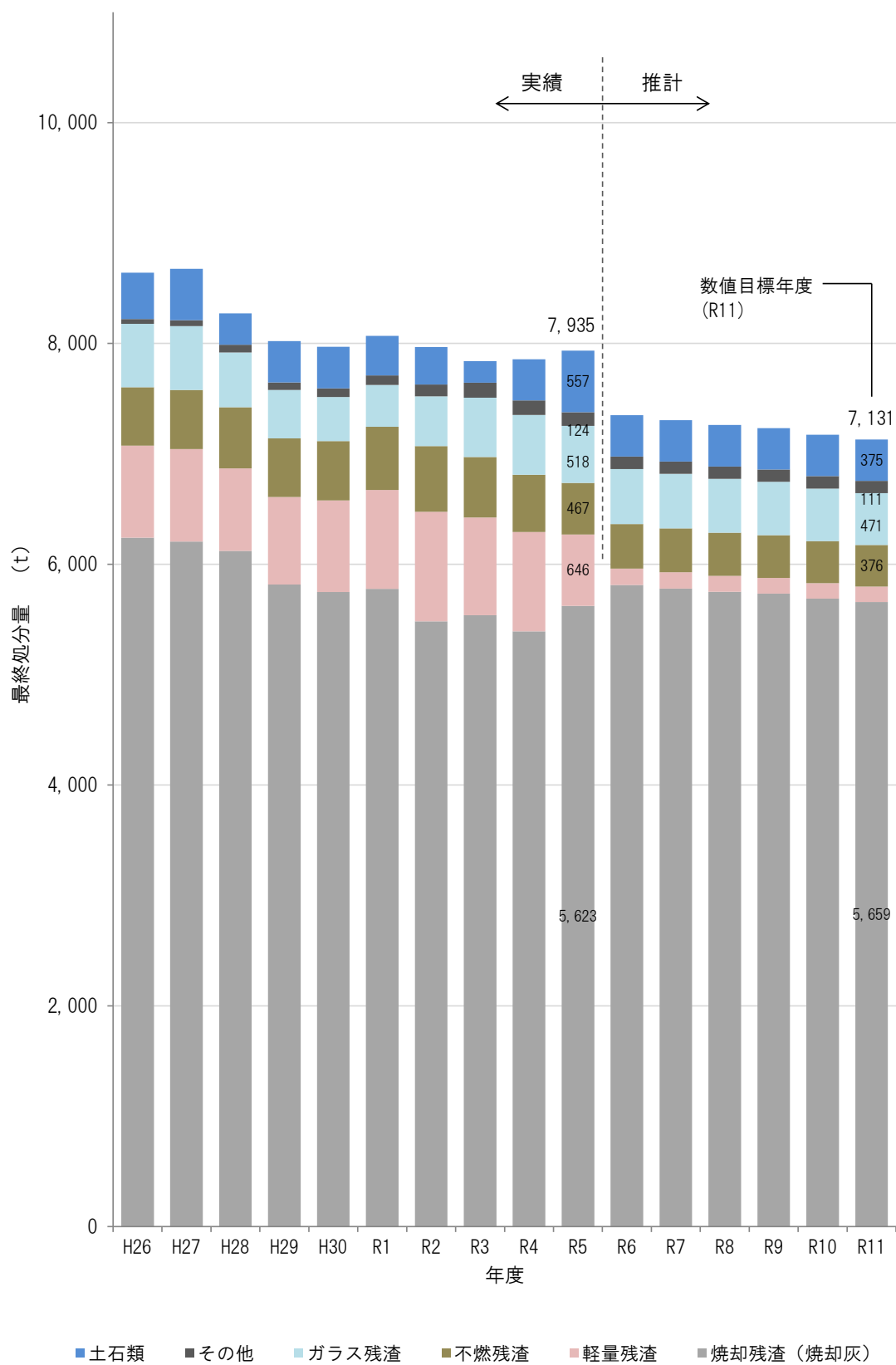
現状の埋立処分を継続した場合の最終処分量の見込みは、図表 2-4-7 に示すとおりです。

◆図表 2-4-7 最終処分量の見込み

単位：t

品目	年度	R5	R11
		(実績)	(数値目標年度)
焼却残渣（焼却灰）		5,623	5,659
軽量残渣		646	139
不燃残渣		467	376
ガラス残渣		518	471
その他		124	111
土石類		557	375
合計		7,935	7,131

◆図表 2-4-8 最終処分量の見込み



5-2 最終処分に関する施策

(1) 最終処分量の減量

最終処分場は、特に立地が困難な施設であるため、延命化を図ることが必要です。

現在の埋立対象物は、可燃ごみの処理残渣である焼却灰、資源ごみや不燃ごみを処理した際の残渣、及び土石類です。これらの埋立対象物については、以下の再生利用等の方針により埋立処分量の減量化を図っていくものとします。

◆図表 2-4-8 埋立対象物別再生利用方針

埋立対象物		再生利用等の方針
焼却灰		焼却灰は、セメント原料化等の有効利用について検討します。
不燃性残渣	軽量残渣	可燃ごみ処理施設（リンピアいなば）にて発電等のエネルギー源として焼却処理します。 ただし、一部の焼却に適さない性状のものはこれまでと同様に埋立処分します。
	不燃残渣	硬質のプラスチック等であり、これまでどおり埋立処分します。 ただし、ものを大事にすることやリユースなどの啓発によりごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
	ガラス残渣	資源化できなかったびん類であり、これまでどおり埋立処分します。 ただし、資源ごみの分別徹底の促進、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
	その他	これまでどおり埋立処分します。 ただし、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
土石類		これまでどおり埋立処分します。

(2) 最終処分場の適正管理

東部広域は、最終処分場の管理運営について、廃棄物処理法に基づく技術上の基準等を遵守し、周辺環境等への影響に配慮のうえ、今後も適正な管理を行っていきます。

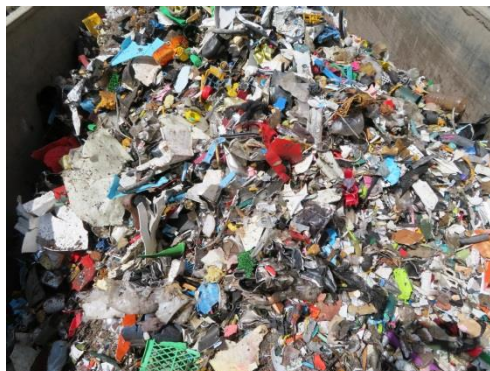
また、周辺環境についても、定期的なモニタリングを継続して実施し、安全・安心な管理を実施していきます。

(不燃残渣)



- ・固いプラスチック片や陶磁器類であり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

(軽量残渣)



- ・原則焼却処理しますが、一部の焼却不適物はこれまでと同様に埋立処分します。
- ・性状としては比較的柔らかく、フィルム状のものも含まれ、埋立処分すると飛散等が懸念されるため、埋立する場合は早期に覆土を施す等の対策を講じています。

(ガラス残渣)



- ・資源化できなかったびん類であり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

(焼却灰)



- ・可燃物処理施設から排出された焼却灰であり、埋立処分直後は飛散しやすい性状ですが、水分を含むことで固まり飛散しにくくなる性状です。

5-3 今後の埋立計画

最終処分場の残余容量は、令和6年8月8日現在 138,390 m³です。ごみの発生・排出抑制などにより埋立処分量の減量化に努め、施設の延命化を図ります。今後見込まれる最終処分量に、即日覆土や中間覆土及び最終覆土を加えると、令和12年度には埋立が終了する見込みです。

第5節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 在宅医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が家庭から多く排出されるようになってきました。在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上で一般廃棄物であり、原則として自治体にその処理責任があります。



東部圏域においては、収集運搬、中間処理の一連の作業において、注射針による針刺事故が発生するとともに、血液や体液の付着による感染症の危険性を排除することができない状況にあります。

そのため、在宅医療廃棄物が適正に排出され、安全に収集運搬、処分できるシステムの構築を関係機関と協議するとともに、その処理方法を確立していくものとします。

2. 災害廃棄物対策

構成市町では災害に備え、「地域防災計画」を策定し状況に応じ改定しています。万が一の災害時には、構成市町の地域防災計画に基づき関係機関と連携し、廃棄物の処理にあたります。

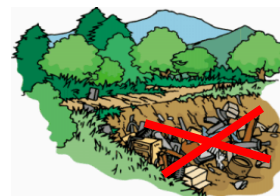


しかし、災害時に発生する廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多く、環境衛生上の観点と災害対策を支障なく進めるため、できるだけ速やかに回収することが必要となります。構成市町において、これらの課題に対する基本的な対応や体制についてより具体的に定めた「災害廃棄物処理計画」の策定・改定を行うとともに、鳥取県や関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

なお、東部広域が新たに整備した可燃ごみ処理施設リンピアいなばでは、災害時に一定の対応ができる処理能力を確保しています。

3. 不法投棄対策

不法投棄の防止対策は、不法投棄する人の意識改善が必要ですが、その他ポイ捨てをされやすい場所を減らしていくことも必要です。



不法投棄防止は、構成市町が住民と連携を図り、監視パトロールを実施するとともに、広報等での啓発や不法投棄抑制のための監視カメラの設置や看板の作成・配布等の施策も講じています。

4. 一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価

本計画は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、**構成市町と東部広域**が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、構成市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。

